

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 15 回委員会年次会合報告書

2008年10月14-17日
ニュージーランド、オークランド

第 15 回委員会年次会合報告書

2008 年 10 月 14-17 日

ニュージーランド、オークランド

議題項目 1. 開会

1.1 歓迎の辞

1. 議長(スタン・クロザース氏、ニュージーランド)は、参加者を歓迎するとともに会議を開会した。開会の挨拶において、議長は、インドネシアが委員会のフルメンバーとなったことについて、特別な歓迎の意と祝辞を述べた。
2. 会合は、議長の提案した委員会会合及び拡大委員会会合の管理に関する手続きを承認した。

1.2 議題の採択

3. 議題は採択され、別添 1 に記載。
4. 参加者リストは採択され、別添 2 に記載。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、別添 3 の第 15 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT 16 の議長及び副議長並びに開催地の選定

6. CCSBT 16 議長は、ヨン・ヒョ・ハ氏(韓国)が務める。
7. CCSBT 16 副議長は、宮原正典氏(日本)が務める。

議題項目 4. その他の事項

8. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会議報告書の採択

9. 報告書は採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会議は 2008 年 10 月 17 日午後 3 時 50 分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第15回委員会年次会合に付属する拡大委員会の報告書

みなみまぐろ保存委員会
第 15 回年次会合

2008 年 10 月 14-17 日
ニュージーランド、オークランド

議題

1. 開会
 - 1.1 歓迎の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT16 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他の事項
5. 会議報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第 15 回委員会年次会合
ニュージーランド、オークランド
2008 年 10 月 14-17 日

議長

スタン・クロザース 漁業省次長

遵守委員会議長

デービッド・ウッド

SC 議長

ジョン・アナラ メーン湾研究所主任研究官

オーストラリア

ジョン・カリッシュ	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
アナ・ウィロック	農漁業林業省国際漁業政策担当官
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林業省国際漁業政策担当官
ギャビン・ベッグ	地方科学局漁業海洋科学計画主任担当官
カトリーナ・フィリップス	地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ダミアン・ホワイト	外務貿易省国際条約局海洋法担当課長
シャーリーン・ワテゴ	外務貿易省北東アジア局日本課
クレール・デリントン	外務貿易省環境局海洋環境課
ウィル・ストーリー	法務省国際法室法律官
トリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁国際漁業専門官
ジョン・アンダーソン	オーストラリア漁業管理庁国際漁業専門官
カリーナ・マクロックリン	環境水資源省持続型漁業課課長補佐
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュース・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル
テリー・ロマーロ	オーストラリア船舶代理店
ヨンマン・キム	オーストラリア船舶代理店

ベン・ハー
リック・コレガ

ダエヤン漁業有限会社
セコール

インドネシア

スセノ
ビクター・ニキジュール
ニラント・パーボウオ
ポエルノモ
ハリニ
ドゥイ・アグス・プトラ

海洋漁業省大臣補佐官
海洋漁業省漁船漁業リサーチ・センター部長
海洋漁業省漁業部長
インドネシアまぐろ協会会長
ハリニグループ
インドネシアまぐろはえ縄協会会長

日本

宮原 正典
坂本 孝明
高木 勇希
谷本 卓也
里見 昌記
伊藤 智幸

水産庁資源管理部審議官
水産庁資源管理部国際課課長補佐
水産庁資源管理部遠洋課
外務省経済局漁業室
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
独立行政法人水産総合研究センター遠洋水産研究所
温帯性まぐろ研究室長

石川 賢廣
籠尾 啓太
羽根田 弘
三浦 望
金澤 俊明
池田 博人
濱田 浩

日本かつおまぐろ漁業協同組合長
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会

ニュージーランド

アーサー・ホーア
ステファニー・ヒル
シャウン・ドリスコル
エイドリー・シャープ
イングリッド・ジェイミソン
トム・チャタートン
ウェイン・マクニー

漁業省国際部長
漁業省漁業顧問
漁業省投資部長
漁業省遵守部長
漁業省上席国際研究官
漁業省深海漁業部長
漁業省主任

ジェラルド・バンボーメン	外務貿易省法律課課長
アリス・レヴェル	外務貿易省法律課
チャールス・ハフレット	ソランダー代表
ピーター・バランティン	ソランダー
ケビン・ストークス	シーフード・インダストリー・カウンシル 主任研究員

大韓民国

ヨン・ヒョ・ハ	農林水産食品部部长
チーゴック・アン	農林水産食品部
ドゥー・ハエ・アン	国立漁業調査開発研究所研究官
チーゴン・キム	思潮産業部長
ソンジュン・ス	東遠産業

オブザーバー

欧州共同体

ジョージ・カニングム	在ニュージーランド EC 代表
アレクサンドラ・コーデッカ	EC 代表部地域漁業管理機関担当

漁業主体台湾

ユイ・ファン	行政院農業委員会漁業署調査員
シュー・リン・リン	行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
シン・ウェイ・コー	対外漁業協力発展協会秘書
イン・ホー・リウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会 インド洋運営委員会会長
ウェン・ジュン・シェウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会 インド洋運営委員会主任委員
クワン・ティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル

ダニエル・アニズ	ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル
----------	------------------------

フィリピン

ジル・アドラ
リチャード・サイ

漁業養殖業局長補
フィリピン国際はえ縄協会会長

南アフリカ

モンゲジ・ンクロ
ドン・ルーカス

環境観光省国際海洋漁業部次席取締役官
南アフリカまぐろはえ縄協会会長

トラフィック・インターナショナル

グレン・サント

トラフィック・インターナショナル

WWF

ジスレーン・リウエリン

WWF-AUSTRALIA

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド
宮澤軌一郎
ボブ・ケネディー

事務局長
事務局次長
データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美
小池 久美
高野 ゆき

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 3

第 15 回委員会年次会合に付属する 拡大委員会報告書

2008 年 10 月 14 - 17 日
ニュージーランド、オークランド

第15回委員会年次会合に付属する

拡大委員会報告書

2008年10月14-17日

ニュージーランド、オークランド

議題項目 1. 開会

1.1 第15回年次会合に付属する拡大委員会会合の議長及び副議長の選定

1. CCSBT15 議長(スタン・クロザース氏)が、会合を開会した。
2. スタン・クロザース氏(ニュージーランド)及びハ・ヨンヒョ氏(韓国)が、拡大委員会会合の議長及び副議長として確認された。

1.2 議題の採択

3. 議題は採択され、別紙1に掲載。
4. 参加者の紹介が行われ、別紙2に会合参加者リストに掲載。
5. 会合に提出された文書のリストは別紙3。

1.3 オープニング・ステートメント

1.3.1 メンバー

6. 拡大委員会メンバーによるオープニング・ステートメントは別紙4。

1.3.2 協力的非加盟国

7. 協力的非加盟国によるオープニング・ステートメントは別紙5。

1.3.3 オブザーバー

8. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは別紙6。

議題項目 2. 事務局からの報告

9. メンバーは、事務局からの報告を留意した。報告について特段の意見はなかった。

議題項目 3. 財政と運営

10. 事務局長は、2008年修正予算(CCSBT-EC/0810/05)、2009年予算案(CCSBT-EC/0810/06)及び委員会会計規則の改正(CCSBT-EC/0810/07)を含め、会合が検討すべき財政的な問題の概要を提供した。これら文書に関する詳細な検討については、財政運営委員会(FAC)に付託された。
11. FACは、次の検討を行った。
 - 2008年修正予算
 - 2009年予算案
 - 2010年暫定予算
 - 2007年の“決算報告書”及び“会計監査報告書”
 - 会計規則及び会計細則の変更に関する勧告
 - その他運営上の問題
12. ニュージーランドがFAC議長を、オーストラリアがラポルツァーを引き続き務めるよう指名されたが、これらの決定はFACの承認に委ねられた。
13. ニュージーランドは、2010年の割当配分に関する現在の取極につき委員会の注意を喚起し、2010年暫定予算がこれらの取極を反映するよう求めた。
14. 拡大委員会は、別紙7のFAC報告書を採択した。

議題項目 4. みなみまぐろ漁業のレビュー

15. 各国の漁業レビューは、参加者が読み検討された。議長は、報告に関する質問をする機会を、メンバー及び協力的非加盟国に与えた。
16. オーストラリアは、日本市場の最新データに関する文書(CCSBT-EC/0810/BGD14)を簡潔に説明した。日本は、オーストラリアの文書(CCSBT-EC/0810/BGD14)を予備的に分析した文書(CCSBT-EC/0810/BGD25)の概要を簡潔に説明した。また、日本は、蓄養に供されるみなみまぐろの年齢組成に関する文書(CCSBT-EC/0810/BGD24)を簡潔に説明した。
17. オーストラリア及び日本は、日本の卸売市場及びオーストラリアのSBT蓄養事業のモニタリングの改善に取り組み、結果を第16回拡大委員会会合に報告する意向を表明した。拡大委員会は、この協力的イニシアティブを歓迎した。
18. メンバーは、できる限り現実の全世界SBT漁獲量を明らかにするため、協力して取り組む必要があることに合意した。

議題項目 5. ガバナンス - 議長及びコミッショナーの役割

19. 拡大委員会は、議長及び副議長の指名について、2010年に漁業主体台湾をもって終了する現在の交代制の後に、1期2年、再指名による延長2年

とすることを、検討することに合意した。それまでの間、議長及び副議長は事務局長と緊密に作業することが合意された。

議題項目 6. 遵守委員会からの報告

20. 遵守委員会による監視、管理及び取締り(MCS)の開発作業の成果については、議題項目 7 で報告された。
21. 遵守委員会会合は、付託事項について検討した。遵守体制の強化に関する文書が、ニュージーランドから受領され、当該文書は将来の作業に焦点をあてるものであると認識された。

議題項目 7. 統合的な監視、管理及び取締り制度

22. 遵守委員会は、その第 3 回会合において、統合的な監視、管理及び取締りに関する措置の開発に継続して取り組み、漁獲証明制度(CDS)、漁船監視システム(VMS)及び転載措置の修正の開発に関し大きな進展をみた。
23. 委員会は、第 3 回遵守委員会会合(CC3)報告書別紙 4 の VMS 決議に合意し、拡大委員会による当該決議の採択を勧告した。
24. 拡大委員会は、拡大委員会会合の間に CDS 及び転載措置の修正を最終化するため、遵守委員会に対し追加的な時間を与えた。
25. 遵守委員会は、拡大委員会会合の間に統合的 MCS 措置に関する作業を終了し、次の 5 つの決議に合意した。
 - VMS¹ (別紙 8)
 - CDS (別紙 9) 事務局は、決議全体を見直し、遵守委員会が示唆した訂正を施し²、可及的速やかに回章することが留意された。
 - 転載 (別紙 10)
 - 許可蓄養場記録の創設 (別紙 11)
 - CDS 文書の詳細の一部を反映するための許可船舶登録の修正(別紙 12)
26. CDS の標識装着に関し、オーストラリアは、その立場を別紙 13 のとおり説明した。
27. 拡大委員会は、遵守委員会が勧告したとおり、5 つの MCS 決議すべてを採択した。

¹ 事務局は、2009 年 1 月 31 日までに VMS サマリー・レポートの雛形を回章し、2009 年 4 月 30 日までにメンバーの承認を得る。

² これには次が含まれる。パラグラフの番号付けの修正。パラグラフの言及箇所ของความ正確さの確認。決議の様式及び様式の指示書における文言の整合性の照合。代替として使用可能な水揚げ後の輸出様式があることをふまえ、漁獲モニタリング様式から輸出の部の削除の検討。また、事務局は、メンバーが使用する決議の別添の様式のデザインについて、レビューと改善を行う。

議題項目 8. オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査

8.1 2007-2008 結果の精査

28. 拡大科学委員会(ESC)議長は、ESC 会合の議題項目 6 の下で検討されたオーストラリアの SBT 蓄養に関する調査の議論を簡潔に説明した。

8.2 オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査についての討議

29. 会合は、いけすに移送される SBT 漁獲物のモニタリングを向上させるステレオ・ビデオ・カメラに関するオーストラリアの調査取組の進展を歓迎し、オーストラリアがステレオ・ビデオ技術を可能な限り早期に完全に導入することを奨励した。

議題項目 9. 遊漁

30. 拡大委員会は、遊漁による漁獲があるメンバーは毎年その遊漁漁獲量の推定値を拡大委員会に対して報告するという遵守委員会の勧告を採択した。

議題項目 10. 拡大科学委員会からの報告

31. ESC 議長は、別紙 14 の ESC 報告書を提出した。
32. 続いて質疑が行われ、会合は、ESC 報告書のすべての勧告に合意した。会合では、管理助言を作成するために ESC が提案する一定漁獲量を仮定とした予測についての 5 つの選択肢の変更の提案は行われなかった。しかしながら、2009 年 4 月に東京で開催される戦略・漁業管理作業部会会合がこの助言を提供しうることが留意された。
33. 会合は、科学的プロセスの合理化について検討する必要があることに合意した。2009 年の科学委員会の作業は、極めて重要で、そのプロセスに支障なく進められなければならないことが合意された。しかしながら、科学的プロセスのレビューは 2009 年の科学的プロセスの後に行われるものと思われる。

議題項目 11. 総漁獲可能量(TAC)及びその配分

34. 会合は、CCSBT13 において、TAC 並びに日本以外のメンバーについては 2007 年から 2009 年及び日本については 2007 年から 2011 年における配分が設定されたこと並びに TAC は資源に関連する例外的な環境が現れた場合のみレビューされるとされたことに留意した。拡大委員会は、

CCSBT13 報告書のパラグラフ 60 から 69 に記述された TAC 及びその配分に関する決定を再確認した。

35. インドネシアは、拡大委員会に対し、歴史的に現行をかなり上回って SBT を漁獲してきた発展途上国であり、また TAC における国別配分の増加について委員会の検討を求めたいとした。拡大委員会は、インドネシアの 2009 年 TAC については 750 トンと確認のうえ、2008 年及び 2009 年におけるこのレベルを超える少量の漁獲量については制裁を科さないことに合意した。
36. メンバーは、インドネシア漁業及びそれが産卵場のみなみまぐろに及ぼす相互作用をより詳細に解明するために、インドネシアとともに取り組むことに合意した。
37. 欧州共同体は、TAC の国別配分の増加について検討するよう、拡大委員会に対し要請した。南アフリカは、ことによると来年にも CCSBT のフル・メンバーとして加盟することを検討しており、その際にはより公平な国別配分を受けられることを望むとした。要求の裏付けは、次のとおり。
 - 欧州共同体は、SBT の漁獲はメカジキ及びサメ漁業の“不可避”かつ少量の混獲であり、混獲による現行レベルを超える SBT 漁獲の拡大や SBT 漁業の発展を目的としてはいないとした。
 - 南アフリカは、沿岸国であり、自国漁業の一層の発展を望んでいるとした。
38. 拡大委員会は、漁業の現状及び 2006 年の TAC に関する決定を鑑み、これらの要請に合意できず、また報告要件の緩和についても合意しなかった。しかしながら、拡大委員会は、TAC 及び配分が 2009 年にレビューされることに留意するとともに、協力的非加盟国に対しその前にフル・メンバーとなることを検討するよう奨励した。
39. また、拡大委員会は、協力的非加盟国に対する 2009 年の暫定漁獲配分を CCSBT13 報告書パラグラフ 64 に記述されたレベルに維持することに合意した。

議題項目 12. 過剰/過少漁獲の管理

40. 拡大委員会は、過剰漁獲及び過小漁獲の管理を目的としたニュージールランド提案(CCSBT-EC/0810/BGD/18)を実施しないことを決定した。同時に、CDS 又は漁獲量を確認するその他の手段なくして、過剰漁獲及び過小漁獲を正確に管理することは困難であることが留意された。さらに、会合の間、小規模な沿岸 SBT 漁業について、個別的に漁獲されなかった割当のわずかな比率の繰越を認める提案について、作業を行った。しかしながら、会合は本提案について合意に達しなかった。

議題項目 13. CCSBT のパフォーマンス・レビュー

41. 拡大委員会は、文書 CCSBT-EC/0810/14 を検討した。パフォーマンス・レビューの勧告に関する検討は、当該文書の別紙 B に対して行われた。文書における主要なテーマについて、拡大委員会の対応は次のとおり。

ガバナンス及び漁業管理

- 管理目標、漁業管理計画及び資源再生に関する選択肢を扱うため、2009年4月17日から19日に東京で戦略・漁業管理作業部会会合を開催することに合意。作業部会は、メンバーのコミッショナー、漁業管理者及び科学専門家で構成される。会合の付託事項は、別紙 15 のとおり。

科学

- 拡大科学委員会の作業が科学に関する勧告を取り扱い、拡大科学委員会議長の報告にそれら勧告に対する回答が含まれるものと留意された。

データ

- 拡大委員会は、メンバーによる正確なデータの提供を求める決定を行っており、それらの決定事項は統合的 MCS システムに関する拡大委員会の決定により支持されるということが留意された。
- 長期的には、RFMO 間の調和を補助するため、CCSBT のデータ収集に関する要件は他のまぐろ類 RFMO のそれと合致すべきであることが留意された。また、これらは RFMO 間のデータのよりよい共有につながる。

生態学的関連種

- ERS の問題に関する活動が欠如していたため正当な批判を受けたことを認め、次のとおり留意した。
 - 独立専門家のレビューでは、ERS について拘束力のある決定を拡大委員会がとることに障害はないとされた。
 - 拡大委員会は、この分野における機能を改善するための具体的な提案の議論を含め、議題項目 14 の下、ERS 問題に関する活動の改善策を検討する。

遵守

- 拡大委員会が、メンバーが提供したデータに信頼をおけるようになる必要があること、及びパフォーマンス・レビューの勧告を反映した統合的 MCS システムの導入に着手したことが留意された。パフォーマンス・レビューで特定された他の措置について一層の作業が必要であるが、当分の間 CDS、VMS 及び転載の決議からなる MCS のパッケージを最終化することを優先することとされた。また、拡大委員会は、これらの問題を引き続きレビューし、その有効性を強化する必要があることに留意した。

関係

- 現行の CCSBT の規則は、かなり制限的なものとなっており、透明性を含め、現在の国際的に最善な習慣と一致していないという独立専門家の記述に留意した。

- CCSBT 会合に出席を希望するオブザーバーの通知期間を 50 日に削減し、それに応じて手続規則を修正することに合意。
- CDS、転載、科学情報の共有及び固有船舶識別に関する分野における他の RFMO との調和について、現在の活動は改善に向かっていることが留意された。
- CCAMLR 条約水域における SBT 漁業について CCAMLR 条約と一致する管理措置を、CCSBT と南極の海洋生物資源の保存に関する委員会との間で、最終化し合意する必要があることが留意された。

運営

- 遵守委員会/拡大委員会の会合時間はこれ以上長くしないと決定した。拡大委員会は、パフォーマンス・レビューによる勧告に対し、2つの会合の議題に対する時間を最大限に利用するために、会合及び休会期間中(技術の利用を含む。例 テレビ会議及びビデオ会議、Eメールの活用並びに他会合の機会を利用。)において、柔軟に作業することをもって回答することを決定した。会議に対し綿密な準備をすることによっても、遵守委員会及び拡大委員会の作業が改善されることが留意された。

議題項目 14. 生態学的関連種作業部会

42. 拡大委員会は、自己評価及び独立専門家報告書がともに、生態学的関連種に関する活動について、批判的な評価が下されたことに留意した。CCSBT が解決しなければならない重要な問題とされた。
43. 日本は、文書 CCSBT-EC/0810/BGD23 を提出し、メンバー及び協力的非加盟国が、他の RFMO の条約水域で漁業を行う際に、その RFMO の海鳥混獲の緩和措置に従い、SBT 漁業を管理することに合意することを提案した。
44. オーストラリアは、海鳥混獲の緩和に関する拘束力のある CCSBT 決議を内容とする文書 CCSBT-EC/0810/BGD15 を提出した。
45. 海鳥、海亀及びサメ類の混獲の緩和を目的とした CCSBT のための拘束力のない勧告を作成することが合意された。別紙 16 の勧告が拡大委員会によって採択された。
46. 拡大委員会は、海洋環境に与える SBT 漁業の影響を管理するというコミットメントを表明した。また、科学委員会は、この目標のため生態学的関連種作業部会の作業が引き続き必要であることに留意した。2009 年に韓国における作業部会会合の開催及び 2009 年予算への措置が合意された。事務局長は、拡大科学委員会会合の直前又は直後のいずれかの会合の開催可能性を確認することとなった。

議題項目 15. 協力的非加盟国

47. 事務局長は、協力的非加盟国に関する文書 CCSBT-EC/0810/16 を簡潔に説明した。フィリピン及び南アフリカは、概して CCSBT の保存管理措置に従っている。また、欧州共同体が、CCSBT の報告要件の一部について困難性を有している件について、拡大委員会に連絡してきたことが告げられた。
48. 拡大委員会は、フィリピン及び南アフリカの協力的非加盟国のステータスの継続に合意した。また、メンバーは、南アフリカが委員会のフル・メンバーとなることを検討していることについて、満足の意を持って留意した。
49. 拡大委員会は、欧州共同体が CCSBT の措置を共同体法に置き換えることで将来 CCSBT の措置に完全に従うと確約したことに、勢いづけられた。これを条件に、拡大委員会は、欧州共同体の協力的非加盟国のステータスの継続に合意した。また、メンバーは、欧州共同体が条約加盟について検討することを奨励した。

議題項目 16. 非加盟国との関係

50. 事務局長は、非加盟国との関係に関する文書 CCSBT-EC/0810/17 を提出した。2008 年はベリーズのみ 1 非加盟国と接触を持った。事務局長は、ベリーズ国際商船登録局がここ数年何回か事務局に連絡してきていると述べた。
51. オーストラリアは、ベリーズからの情報要請はベリーズが CCSBT 措置の遵守を確保することが目的であろうとした。

議題項目 17. 調査死亡量枠

52. 拡大委員会は、2009 年調査死亡量枠の割当について、次のとおり合意した。
 - ひき縄調査を含む日本の加入量調査に対しては、1 トン。
 - オーストラリアがニュージーランド、台湾及び南アフリカと共同で行うポップ・アップ・タギング並びに遺伝子タギングを含む可能性のある試験計画に対しては、10 トン。

議題項目 18. 他の機関との活動

53. 事務局長は、2008 年における他機関との活動及び 2009 年の他機関の会合への出席案を記述した文書 CCSBT-EC/0810/19 を説明した。
54. まぐろ類 RFMO 会合議長は、次回のまぐろ類 RFMO 合同会合の日程及び場所は欧州共同体が来週の内に明らかにすることになっており、メンバーにはその後すぐに通知されると述べた。

55. 事務局が、特に IUU 漁業の問題について、ICCAT と緊密な連絡を維持することが留意された。

議題項目 19. 2009 年の作業計画

56. 拡大委員会は、別紙 17 の作業計画に合意した。

議題項目 20. 委員会文書の機密性

57. 拡大委員会は、文書 CCSBT-ESC/0809/06 の別紙 A、文書 CCSBT-CC/0810/12 及び文書 CCSBT-CC/0810/21 を除く、CCSBT15 の管轄下の文書及び会議報告書を公開することに合意した。

議題項目 21. その他の事項

58. 遵守委員会及び拡大委員会会合は全体で 6 日間に及ぶが、多くの参加者は他の参加者が文書を議論し作成しているかなりの時間活動していないということが留意された。メンバーには、休会期間中に二カ国間協議を通じ、会議プロセスの効率を改善に資する手続きについて検討し、それをふまえ会議期間を 5 日間に削減することが促された。

議題項目 22. 閉会

22.1 第 16 回委員会年次会合に付随する拡大委員会の議長及び副議長の選定

59. 拡大委員会は、CCSBT16 議長がハ・ヨンヒョ氏(韓国)となることに合意した。副議長は、台湾が指名する。
60. 第 4 回遵守委員会会合は、2009 年 10 月 18-19 日に韓国済州島で開催される。第 16 回委員会会合は、2009 年 10 月 20 から 23 日に同所で開催される。

22.2 会合報告書の採択

61. 報告書は採択された。

22.3 閉会

62. 会合は 2008 年 10 月 17 日午後 3 時 45 分に閉会された。
63. メンバー及び協力的非加盟国は、議長、事務局及び通訳者に対し、極めて生産的な会合となったことを感謝した。

別紙リスト

別紙

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 文書リスト
- 4 メンバーのオープニング・ステートメント
- 5 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
- 6 オブザーバーのオープニング・ステートメント
- 7 財政運営委員会報告書
- 8 CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議
- 9 CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議
- 10 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議
- 11 許可蓄養場の記録の創設に関する決議
- 12 2008 年 CCSBT15 において採択された“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の修正決議
- 13 CDS の標識装着要素における SBT の測定についてのオーストラリアの説明
- 14 第 13 回科学委員会報告書
- 15 付託事項 戦略・漁業管理作業部会
- 16 みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告
- 17 作業計画

議題

第 15 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

2008 年 10 月 14-17 日

ニュージーランド、オークランド

1. 開会
 - 1.1. 第 15 回年次会合に付属する拡大委員会会合の議長及び副議長の選定
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
2. 事務局からの報告
3. 財政と運営
 - 3.1 財政運営委員会からの報告
 - 3.2 財政問題の討議
4. みなみまぐろ漁業のレビュー
5. ガバナンス – 議長及びコミッショナーの役割
6. 遵守委員会からの報告
7. 統合的な監視、管理及び取締り制度
8. オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査
 - 2007-2008 結果の精査
 - オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査についての討議
9. 遊漁
10. 拡大科学委員会からの報告
11. 総漁獲可能量(TAC)及びその配分
12. 過剰/過少漁獲の管理
13. CCSBT のパフォーマンス・レビュー

14. 生態学的関連種作業部会
15. 協力的非加盟国
16. 非加盟国との関係
17. 調査死亡量枠
18. 他の機関との活動
19. 2009年の作業計画
20. 委員会文書の機密性
21. その他の事項
22. 閉会
 - 22.1. CCSBT 16 の議長及び副議長の選定
 - 22.2. 会合報告書の採択
 - 22.3. 閉会

参加者リスト
第 15 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
2008 年 10 月 14-17 日
ニュージーランド、オークランド

議長

スタン・クロザース 漁業省次長

遵守委員会議長

デービッド・ウッド

SC 議長

ジョン・アナラ メーン湾研究所主任研究官

オーストラリア

ジョン・カリッシュ	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
アナ・ウィロック	農漁業林業省国際漁業政策担当官
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林業省国際漁業政策担当官
ギャビン・ベッグ	地方科学局漁業海洋科学計画主任担当官
カトリーナ・フィリップス	地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ダミアン・ホワイト	外務貿易省国際条約局海洋法担当課長
シャーリーン・ワテゴ	外務貿易省北東アジア局日本課
クレール・デリントン	外務貿易省環境局海洋環境課
ウィル・ストーリー	法務省国際法室法律官
トリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁国際漁業専門官
ジョン・アンダーソン	オーストラリア漁業管理庁国際漁業専門官
カリーナ・マクロックリン	環境水資源省持続型漁業課課長補佐
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
アンドリュース・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル
テリー・ロマーロ	オーストラリア船舶代理店
ヨンマン・キム	オーストラリア船舶代理店

ベン・ハー
リック・コレガ

ダエヤン漁業有限会社
セコール

漁業主体台湾

ユイ・ファン
シュー・リン・リン
シン・ウェイ・コー
イン・ホー・リウ

ウェン・ジュン・シェウ

クワン・ティン・リー

行政院農業委員会漁業署調査員
行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
対外漁業協力発展協会秘書
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会
インド洋運営委員会会長
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会
インド洋運営委員会主任委員
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

インドネシア

スセノ
ビクター・ニキジュール
ニラント・パーボウオ
ポエルノモ
ハリニ
ドウィ・アグス・プトラ

海洋漁業省大臣補佐官
海洋漁業省漁船漁業リサーチ・センター部長
海洋漁業省漁業部長
インドネシアまぐろ協会会長
ハリニグループ
インドネシアまぐろはえ縄協会会長

日本

宮原 正典
坂本 孝明
高木 勇希
谷本 卓也
里見 昌記
伊藤 智幸

石川 賢廣
籠尾 啓太
羽根田 弘
三浦 望
金澤 俊明
池田 博人

水産庁資源管理部審議官
水産庁資源管理部国際課課長補佐
水産庁資源管理部遠洋課
外務省経済局漁業室
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
独立行政法人水産総合研究センター遠洋水産研究所
温帯性まぐろ研究室長
日本かつおまぐろ漁業協同組合長
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
日本かつおまぐろ漁業協同組合
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会
全国遠洋かつおまぐろ漁業協会

濱田 浩

全国遠洋かつおまぐろ漁業協会

ニュージーランド

アーサー・ホーア

漁業省国際部長

ステファニー・ヒル

漁業省漁業顧問

シャウン・ドリスコル

漁業省投資部長

エイドリー・シャープ

漁業省遵守部長

イングリッド・ジェイミソン

漁業省上席国際研究官

トム・チャタートン

漁業省深海漁業部長

ウェイン・マクニー

漁業省主任

ジェラルド・バンボーメン

外務貿易省法律課課長

アリス・レヴェル

外務貿易省法律課

チャールス・ハフレット

ソランダー代表

ピーター・バランティン

ソランダー

ケビン・ストークス

シーフード・インダストリー・カウンシル

主任研究員

大韓民国

ヨン・ヒョ・ハ

農林水産食品部部長

チーゴック・アン

農林水産食品部

ドゥー・ハエ・アン

国立漁業調査開発研究所研究官

チーゴン・キム

思潮産業部長

ソンジュン・ス

東遠産業

協力的非加盟国

欧州共同体

ジョージ・カニンガム

在ニュージーランド EC 代表

アレクサンドラ・コーデッカ

EC 代表部地域漁業管理機関担当

フィリピン

ジル・アドラ

漁業養殖業局長補

リチャード・サイ

フィリピン国際はえ縄協会会長

南アフリカ

モンゲジ・ンクロ
ドン・ルーカス

環境観光省国際海洋漁業部次席取締役官
南アフリカまぐろはえ縄協会会長

オブザーバー

ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル

ダニエル・アニズ

ヒューマン・ソサエティー・インターナショナル

トラフィック・インターナショナル

グレン・サント

トラフィック・インターナショナル

WWF

ジスレーン・リウエリン

WWF-AUSTRALIA

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド
宮澤軌一郎
ボブ・ケネディー

事務局長
事務局次長
データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美
小池 久美
高野 ゆき

文書リスト

第 15 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/0810/)

1. Draft Agenda and the Annotation
2. List of Participants of Extended Commission and CCSBT14
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat
5. (Secretariat) Revised 2008 Budget
6. (Secretariat) Draft 2009 Budget
7. (Secretariat) Amendments to Financial Regulations
8. (Secretariat) Review of SBT Fisheries
9. (Secretariat) Governance Arrangements– Role of Chair
10. (Secretariat) Report from the Compliance Committee
11. (Secretariat) Integrated Monitoring, Compliance and Surveillance System
12. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee
13. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation
14. (Secretariat) CCSBT Performance Review
15. (Secretariat) Ecologically Related Species Working Group
16. (Secretariat) Cooperating Non-members
17. (Secretariat) Relationship with Non-members
18. (Secretariat) Research Mortality Allowance
19. (Secretariat) Activities with Other Organisations
20. (Secretariat) Confidentiality of Extended Commission Documents
21. (Secretariat) Workplan
22. (SC Chair) Report of the 9TH Meeting of the CCSBT Stock Assessment Group and the 13TH Meeting of the Scientific Committee

(CCSBT-EC/0810/SBT Fisheries-)

Australia	Australian's Annual Review of the Southern Bluefin Tuna Fishery
New Zealand	Review of New Zealand SBT Fisheries
Japan	Review of Japanese SBT Fisheries in 2007 Fishing Season
Taiwan	Review of Taiwan's SBT Fishery of 2006/2007

Korea	Review of Korean SBT Fishery of 2006/2007
Indonesia	Annual Review of Indonesian SBT Fisheries
EC	Report of 2007 SBT Fishery – European Community
Philippines	Report of 2007 SBT Fishery

(CCSBT-EC/0810/BGD)

1. (Australia) (CPUE Modelling Group) The development of new agreed CPUE series for use in future MP work. Itoh, T., Lawrence, E. and Pope, J.G. (Originally CCSBT-ESC/0809/09)
2. (Australia) Assessing the accuracy and precision of stereo-video and sonar length measurements of southern bluefin tuna (*Thunnus maccoyii*). Phillips, K., Rodriguez, V., Harvey, E., Ellis, D., Seager, J., Begg, G., Honda, N., Shibata, K., and Hender, J. (Originally CCSBT-ESC/0809/12)
3. (Australia) Fishery indicators for the SBT stock 2007/08. Hartog, J., and Preece, A. (Originally CCSBT-ESC/0809/16)
4. (Australia) Estimating Australia's Recreational Catch of Southern Bluefin Tuna. Rowsell, M., Moore, A., and Sahlqvist, P., and Begg, G. (Originally CCSBT-ESC/0809/17)
5. (Australia) Choice, use and reliability of historic CPUE. Davies, C., Lawrence, E., Basson, M., Kolody, D., and Preece, A. (Originally CCSBT-ESC/0809/19)
6. (Australia) The potential use of indicators as a basis for management advice in the short term. Basson, M., and Davies, C. (Originally CCSBT-ESC/0809/30)
8. (Australia) Vessel Monitoring System (Originally CCSBT-CC/0810/06)
9. (Australia) Transshipment for the SBT fishery (Originally CCSBT-CC/0810/07)
14. (Australia) Update on Japanese Market Data (Originally CCSBT-CC/0810/12)
15. (Australia) Appropriate Bycatch Management Mitigation measures (Originally CCSBT-CC/0810/13)
17. (New Zealand) Proposed Catch Tracking System for SBT including a register of authorized farms (Originally CCSBT-CC/0810/15)
18. (New Zealand) Under and overfishing resolution for CCSBT (Originally CCSBT-CC/0810/16)
19. (New Zealand) Future priorities for strengthening the compliance regime (Originally CCSBT-CC/0810/17)
20. (New Zealand) New Zealand SBT tagging trials as part of a catch tracking system (Originally CCSBT-CC/0810/18)
21. (Australia) Proposed use of CCSBT Research Mortality Allowance to facilitate electronic tagging of adult SBT as part of Australia's contributions to the CCSBT SRP in 2008/09. Davies, C. (Originally CCSBT-ESC/0810/31)
22. (Japan) (Secretariat) Secretariat Review of Catches (ESC agenda item 4.2) (Originally CCSBT-ESC/0809/06)

23. (Japan) Seabird by-catch Mitigation (Originally CCSBT-CC/0810/19)
24. (Japan) Analysis on age composition of southern bluefin tuna used for farming (Originally CCSBT-CC/0810/20)
25. (Japan) Japan's preliminary analysis on CCSBT-CC/0810/12(Originally CCSBT-CC/0810/21)

(CCSBT-EC/0810/Info)

1. (New Zealand) CCAMLR process of risk assessment to minimize the effects of longline fishing mortality on seabirds. Waugh SM, Baker GB, Gales R, Croxall JP 2008.
2. (New Zealand) Stages in the process of managing seabird mortality in RFMO fisheries. Waugh, SM 2008.

(CCSBT-EC/0810/Rep)

1. Report of the Twelfth Annual Meeting of the Commission (October 2005)
2. Report of the Sixth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (February 2006)
3. Report of the Special Meeting of the Commission (July 2006)
4. Report of the Seventh Stock Assessment Group Meeting (September 2006)
5. Report of the Eleventh Meeting of the Scientific Committee (September 2006)
6. Report of the First Meeting of the Compliance Committee (October 2006)
7. Report of the Thirteenth Annual Meeting of the Commission (October 2006)
8. Report of the First Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2007)
9. Report of the Seventh Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (July 2007)
10. Report of the Eighth Stock Assessment Group Meeting (September 2007)
11. Report of the Twelfth Meeting of the Scientific Committee (September 2007)
12. Report of the Second Meeting of the Compliance Committee (October 2007)
13. Report of the Fourteenth Annual Meeting of the Commission (October 2007)
14. Report of the Performance Review Working Group (August 2008)
15. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2008)
16. Report of the Independent Expert on the Performance Review (September 2008)
17. Report of the Ninth Meeting of the Stock Assessment Group and Fifth Meeting of the Management Procedure Workshop (September 2008)
18. Report of the Thirteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2008)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、御列席の皆様、おはようございます。初めに、伝統儀式ポウヒリに対し、感謝申し上げたいと思います。

また、みなみまぐろ保存委員会第 15 回会合をホストしてくださったニュージーランド政府に感謝申し上げます。

はじめに、オーストラリアは、インドネシアを委員会のフル・メンバーとして正式に認め、初参加を歓迎いたします。インドネシアの委員会加盟は極めて重要な進展であります。重要な漁業国、またみなみまぐろの分布国であるばかりでなく、みなみまぐろの産卵場を取り巻くオーストラリアとインドネシアの両国がこの委員会のメンバーとなりました。

皆様はよく御存知のことと思いますが、我々の漁業は大きなプレッシャーを長きにわたり受けております。これは漁業にとっては、特に世界的規模の漁業、まぐろ類を漁獲する多数の漁業国と沿岸国、またまぐろ類で顕著な大規模な商売を考慮すれば、異常な状況ではありません。これらのプレッシャーは、特に高価値なまぐろ類の場合大きなものとなります。これは、将来にわたって漁業を持続的なものとすることを確保する我々の責務をより一層困難にするのですが、漁業を管理するツールを利用することは可能です。

我々は、資源を最大持続生産量(MSY)のレベルまで再建するという本漁業のために設定した目標から、明らかに離れた位置にあります。オーストラリアでは、長きにわたって MSY を魚類資源にとって必ずしも最適な目標と認識されておらず、最適な基準点として最適経済生産量(MEY)を利用する手法を採択しています。SBT は、この目標に到達するのにもかなり遠いところにあります。本委員会は、持続的な方法で漁業を管理し、これが成就しうる決定を行うための政治的な意志を実行する責任を持つ必要があります。

CCSBT は、5 つのまぐろ類地域漁業管理機関(RFMO)の一つであり、多くの分野でこれらのグループの先頭を走ってきました。最近では、初めてのパフォーマンス・レビューを完成いたしました。オーストラリアは、レビューの成果について驚くようなことは何もなく、今こそすべてのメンバーが、ボルトン大使による独立レビューも含め求められている変化を実施するために、政治的な意志を生かすべきであると考えております。オーストラリアにとって、求められている変更を実施するための行動計画が作成されることは、今週の目標の一つであります。

言及しなければいけないもう一つの大きな問題があります。この問題は、しばらくの間存在しており、2000 年のみなみまぐろ科学調査計画(SRP)の開発においても大きな問題と認識されました。その問題とは、漁獲の特徴づけであります。これは些末であるとか簡単に解決できる問題であるようですが、

そうではありません。また、**SBT**の資源評価はデータによって動いており、効果的に評価を実行するためには、完全かつ正確なデータが不可欠です。我々は、すでに**SBT**漁獲の特徴づけを行う技術を有しており、我々に必要なことはそのノウ・ハウを生かす政治的な意志であります。

我々は、未だに日本市場に上場する**SBT**の量について懸念を有しており、オーストラリアや諸外国の社会的関心である過剰漁獲への取組を確実にするため、市場のモニタリングを継続しなければなりません。漁船監視システム、漁獲証明制度及び転載管理措置の創設を内容とする、最重要とされる監視、管理及び取締りに関する措置を、可能な限り早く導入しなければなりません。

オーストラリアは、国内においてすべての漁業に収穫戦略を実施しており、**CCSBT**も同様に、漁獲をより適切なレベルに導き、また委員会として資源状態の変化へどのように対応するかを内容とする管理手続きの開発にコミットするものと信じております。我々は、委員会が、速やかに目標となる基準点を、また漁業管理において委員会を導く意志決定ルールを開発しなければならないものと考えております。オーストラリアは管理手続きの開発を切望しているわけですが、すべてのメンバー、協力的非加盟国及び非加盟国による漁獲を明確に把握できなければ、それは非生産的なものとなることでしょう。

最後になりましたが、**SBT**漁業の生態学関連種に対する影響を最小限にすることは重要なことです。我々は、関係団体のみならず全世界に対して責任を果たさなければなりません。多くの海鳥類、特にアホウドリの窮状は、よく知られており、いくつかの種の見通しはひどいものです。また、我々は、漁業がサメ類、海亀そしてその他の海産生物に与える影響も無視できず、関連種や依存種に対する影響を軽減するために建設的な措置をとっていかねばなりません。

会合が成功裏にそして成果多きものとなることを期待しております。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団、御出席の皆様。

台湾代表団にかわって、このすばらしい会場を提供してくださったニュージーランド政府に厚く御礼申し上げます。インドネシアが CCSBT 拡大委員会のメンバーとなったことをうれしく思います。インドネシア水域はみなみまぐろ(SBT)の産卵場となっており、インドネシアの拡大委員会への加盟は、資源の保存管理にとってより重要なものとなっております。また、協力的非加盟国である欧州共同体とフィリピンからの代表団を歓迎したいと思います。

CCSBT 第 13 回年次会合において、メンバーと協力的非加盟国は、違法、無報告、無規制の SBT 漁獲を阻止、抑止、排除するためには、統合的な遵守措置の完全実施が非常に重要な意味を持つことを認めました。また、参加者は、漁獲証明制度(CDS)、漁船監視システム(VMS)及び洋上転載それぞれの決議案の実施に関する問題を、激しく議論いたしました。残念なことに、メンバーの間では漁業の状況が異なることもあり、VMS 及び洋上転載に関する詳細な実施措置も CDS に関する措置も採択されませんでした。

IOTC が VMS と洋上転載の決議をそれぞれ採択した事実をふまえ、台湾としては、IOTC 委員会が採択した措置との調和の原則を配慮して、VMS と洋上転載に関する決議の内容について合意に達することが、CCSBT にとって重要なことであると考えます。CDS に関しては、保存管理措置の遵守を確保するために SBT の追跡システムを創設するというのが CDS の目的であるという理解にたっております。従いまして、IUU 漁業活動に対抗し排除するためのみならず、公平性という目標を達成するためにも、すべての SBT 漁業を幅広く対象とすることが、重要かつ必須であると考えております。

原則として、台湾は、CDS の創設を支持しておりますが、公平性、実行可能性及び単純化の要素をふまえ、来る CDS は海洋、蓄養すべての SBT 漁業に適用されるものでなくてはならないと考えております。我々は、高騰する燃油価格の渦中にある漁業者に耐え難い負担となるような措置を望みません。さらに、我々はパフォーマンス・レビューの勧告にも注目しており、今回の年次会合で遵守委員会と拡大委員会の時期といった CCSBT のパフォーマンス・レビューからの勧告にどのように応えるべきか懸念を感じております。

最後に、台湾は、今週信頼できる仲間達とともに作業し、会合が実り多く建設的な成果を出せることを期待いたします。

ありがとうございます。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご出席の皆様、おはようございます。

はじめに、インドネシア代表団を代表して、この年次会合をホストして下さったニュージーランド政府に対し心から感謝申し上げます。さらに、この会合を準備し実現して下さった委員会事務局のスタッフにも感謝申し上げます。CCSBT 第 15 回年次会合が始まります。

インドネシアにとって、この会合は絶対に欠くことができないものであります。この年次会合は、インドネシアにとって、委員会のフル・メンバーとしての新しいステータスの下で出席する、初めての会合です。10 年以上にわたり、インドネシアは委員会の協力的非加盟国として考慮されてきました。以前のステータスの下で、インドネシアは、委員会の活動における多くの面で参加する機会を与えられ、関与してまいりました。2007 年 12 月、インドネシア政府は、委員会の条約を批准いたしました。それはインドネシアが委員会へのメンバーシップ・ステータスを提出するための法的基準でありました。2008 年 4 月、インドネシアは、CCSBT 条約に加盟しました。この大変重要な会合において、メンバー及び非加盟国、そしてまたこの新しいステータスを確保するための手続きに関し、インドネシアを支援して下さったすべての皆様に感謝申し上げます。

CCSBT のフル・メンバーであるということが、多くの責任及びかわり合いをもたらすこととなります。これから、インドネシアは、みなまぐろの保存管理においてもっと活動的にかかわり参加しなければなりません。委員会の条約、決議、決定事項及び規則を尊重し、国家としての責任を果たすことに力を注いでまいります。新メンバーとして、それらすべての責任を一度に果たすことは困難かもしれません。しかしながら、インドネシアは、委員会の目標を達成させるための支援に最善を尽くすことを決意いたしております。

インドネシア国内においては、海洋漁業省がこの新たなステータス獲得により生じる主な責任を担うこととなります。しかしながら、他の政府機関、特に外務省もまた、現在 CCSBT の問題及び発展を大いに注目しています。インドネシアの国会には、漁業の発展を監督する特別漁業委員会があり、CCSBT におけるインドネシアのメンバーシップによる前向きな効果を期待し、求めております。みなまぐろ資源の利用及び管理のための最良の機会をこれまで待望してきたインドネシアの民間部門もまた多大な注目を向けています。彼らの関心の現れとして、まぐろ漁業会社協会から役員 3 名がインドネシア代表団の一員として、この会合に出席しています。

議長、ご出席の皆様。委員会のフル・メンバーになることで主に期待されることは、インドネシアがみなまぐろ資源の管理、保存及び利用に積極的に

参加できるということです。とはいえ、インドネシアの漁業開発計画の一環として達成が期待されているもう一つの目標があるということが指摘されるべきであり、それは小規模な漁業者、経営者及び企業の生活の糧としてみなみまぐろ漁業を発展させることであります。漁業部門がインドネシアの国内総生産((GDP)に貢献するのは僅か2%から3%に過ぎませんが、雇用を提供するという点に関して、この部門は重要な役割を持っています。また、インドネシア政府は、貧困緩和が一つの要素ともなっている世界の合意ミレニアム開発目標(MDGs)を達成する手段として漁業部門を優先しています。現在、その背景及び筋道の枠内で、インドネシアは、みなみまぐろが重要な要素となっている漁業部門を開発しています。

議長。過去2年間、インドネシアは、広く行われている市場及び貿易に関する取極により、みなみまぐろの漁獲物を市場で取引することができませんでした。他方、小規模な船団は、無意識のうちにみなみまぐろを漁獲してしまいました。2007年のみなみまぐろ漁獲量は、1,000トンをいくぶん上回りました。輸出市場に送られた漁獲物はありませんでした。従って、地元市場では過小評価され価格が安く、その高価な資源は誤って配分されてしまいました。

2008年のインドネシアの総漁獲許容量(TAC)は、750トンでした。しかし、そのTAC枠内では、漁業者は漁獲物を輸出することができませんでした。昨年の委員会会合で、2009年のインドネシアのTACはまだ決定していませんでした。他のメンバー及び協力的非加盟国ですら2009年のそれぞれのTACが与えられています。昨年の決定の根拠となった理由は何であれ、インドネシアは、TAC及び国別割当量に関する議題を優先し、今会合でインドネシアのTACを決定するよう議長に心からお願いする所存です。

まぐろ及び他の高度回遊性種の管理に関しましては、インドネシアは、国際的なフォーラムや機関に参加し、関与していくために、重要な段階をふんできました。CCSBTのフル・メンバーになる以外にも、インドネシアは、2007年以来IOTCのフル・メンバーになっています。また、WCPFCについては現在の協力的非加盟国のステータスからフル・メンバーになるための手続きをとっている最中です。うまくいけば来年の末までに、インドネシア水域に接する管轄水域を持つこれらの3つのまぐろ類RFMOの正規メンバーになることとなります。

この大変重要な機会に、インドネシアは、さまざまな機関、取極、計画及び活動を通し、研究、開発及び資源管理における機能確立と強化においてインドネシアを支援してきたオーストラリア政府に対し、心より敬意を表したいと思います。我々の2カ国間の協力は、系統的なまぐろのモニタリング、計測及びオブザーバー計画の確立を通じた、バリのベノアにおける長期にわたるものです。その協力的なプロジェクトにより、みなみまぐろを含むインド洋のまぐろに関する信頼できるデータ及び情報を、国内及び地域的な管理目的の両方に提供することができます。バリのベノアでの活動に基づき、インドネシアは、インド洋のまぐろを対象とする正式な研究機関を創設します。

やがて創設される研究機関の機能強化のために、インドネシアは、今後もオーストラリアの共同機関及び科学者による支援を切望しています。

前回のロトルアでの科学委員会会合までは、まだジャバ及びバリ島南方水域が唯一のみなまぐろの産卵及び育成場だと認められております。従って、長期にわたり持続的にみなまぐろ資源が存在可能なよう、その水域と漁業を研究、理解し、適切に管理することが、われわれの共通の義務であります。これに関し、インドネシアは、われわれがみなまぐろの産卵の状況についてよりよく理解するために、メンバーやみなさまが研究に着手することを歓迎したいと思っております。

最後に、我々の国々に長期にわたる利益をもたらすような結果に到達するために、協力の精神の下、生産的かつ建設的な議論を持ち、見解及び考えを共有することを祈念いたしまして、冒頭の挨拶といたします。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。

日本代表団を代表して一言申し上げたいと思います。時間がないので、形式的なことは省略して、次の2点だけ申し上げたいと思います。

1点目は、日本は、この会議に対し建設的に取り組み、この会議を生産的なものにしたい、ということです。そのためには、この会議には多くの問題が存在しますが、CDS(漁獲証明制度)やその他の遵守について効率的に結論が得られるよう最大限の努力を払うことを約束します。

2点目についてですが、日本がこのような努力を払うにあたって、大きな障害が存在するという事です。遵守委員会でも申し上げましたが、我々は、ミナマガロの蓄養における成長率(growth rate)に対する疑問を払拭することができません。このことには、日本の国民、メディアも多くの関心を有しており、是非とも克服したいと思っています。

私共は、オーストラリアのステレオビデオカメラに関する報告を受け、大変心強く思っています。この取り組みや、あるいは活け込み時のタギング秤量、取り上げ時の秤量、活け込み時のランダムサンプルによる秤量等の方法により、来年の漁期が終わるまでに、信頼できる情報をCCSBTに提供してくれることを心から望んでいます。この問題に関する懸念の払拭は、われわれのCCSBTへの協力に関し、重大な鍵となっています。

以上2点を申し上げて、日本代表団からの開会の挨拶とさせていただきたいと思えます。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

議長、私のオープニング・ステートメントは、先にお話しいただいた方のものに反映されておりますが、いくつかの点は繰り返す価値のあるものです。はじめに、メンバー代表団とオブザーバーに歓迎申し上げるとともに、フル・メンバーとして今次会合に参加されるインドネシアを特に歓迎したいと思います。

ここ数回の委員会会合で特別な難題がなかったことはまれですが、今次会合も例外ではありません。委員会議長は、今次会合までにパフォーマンス・レビューを完了するという目標が達成されたことにお喜びいただけるかと存じます。事務局長並びに自己評価及び本委員会のための検討資料を作成するため身を粉にして作業されたメンバーに祝辞を述べさせていただきます。我々は、今次会合を前進させる方法と難題を目の前にしておりますが、これらは一連の分野で委員会の機能の改善のための行動方針を決定するものです。

議長、ニュージーランドは、いつものように、目標を設定し達成するために他のメンバーと建設的に作業するため、ここにあります。我々は、改善に尽力するのみならず、長官もお話ししたように、みなみまぐる資源の持続的な管理、また我々の漁業の影響の管理を確保するという本委員会の本質的な役割に尽力いたします。このことは、残念なことに、我々の現在の状況では、現在のレベルを維持するというより資源を再生するための戦略を開発することを意味します。この目標を達成するために、我々は、今週、他の代表団と作業をともにし、会合の終わりに建設的な成果を得ることを期待しております。

最後に、長年にわたりその役職に独自のスタイルとユーモアをもってあたっていただいたブライアンに厚く感謝いたします。また、ボブに祝辞を述べさせていただきますとともに、ともに作業することを楽しみにしております。

韓国のオープニング・ステートメント

おはようございます。
議長、代表団、御出席の皆様。

この美しい港町オークランドで開催される CCSBT 第 15 回年次会合に参加できることをうれしく思います。今次会合を主催していただいたニュージーランド政府に対し、韓国代表団を代表し厚く御礼申し上げます。また、この会合の準備に御尽力いただいた事務局にも感謝申し上げます。特に、事務局内での問題を解決するために暫定事務局長を務めていただいたブライアン・マクドナルド氏に感謝を申し上げますとともに、新事務局長として指名されたボブ・ケネディー氏にお祝い申し上げます。

何はさておき、みなみまぐろ保存条約を批准されたインドネシアを歓迎するとともに、みなみまぐろの保存と最適利用という条約の目的の達成に向け密接な協力関係が築けることを期待します。

議題について、韓国は、この 2 日間における遵守委員会会合で、CDS、VMS 及び転載について進展がみられたことを歓迎します。韓国は、これらの問題に関する決議が拡大委員会において円滑に審議され採択されることを望んでおります。これらの措置は、IUU 漁業活動の阻止に有効なもので、他の関係 RFMO の措置と調和し、費用対効果が高く、また実際的なものでなければなりません。みなみまぐろの漁獲報告の正確性は、これらの措置を通じて確保されることでしょう。

韓国は、パフォーマンス・レビュー作業部会の作業と独立専門家デービッド・ボルトン氏の貢献を高く評価します。PRWG の勧告は、時宜にかなったものであり、かつ委員会の審議において十分に検討されなければなりません。韓国は、UNFSA また多くの RFMO 条約の加盟国として、海洋資源の保存と持続的利用に鋭意取り組んでおります。

これら今次会合の重要な議題項目に関し、我が代表団は、具体的な成果をあげられるよう、会議期間を通じて、他の代表団と十分に協力してまいりたいと思います。
ありがとうございます。

欧州共同体のオープニング・ステートメント

議長、代表団、御参加の皆様。

欧州共同体は、2006年に協力的非加盟国になって以来、2回目となるみなみまぐろ保存委員会年次会合への参加を喜ばしく思います。

欧州共同体は、みなみまぐろにとって最善の保存管理措置を確保するため、CCSBTに対する責務を果たし、このRFMOを強化することを引き続きお約束いたします。欧州委員会においては、CCSBTの重要な実質的作業により十分に参画できるよう、人的資源が強化されました。

我々は、CCSBT第3回遵守委員会会合に積極的に参画し、漁獲証明制度を含めCCSBTに対する我々の支持が強調されることを望みます。

御存知のとおり、ECは、南洋での漁業においてみなみまぐろを意図的に対象としておりません。共同体のはえ縄漁船は、メカジキやサメの漁獲を行う際に、時としてみなみまぐろの避けられずに混獲してしまうことがあります。みなみまぐろの混獲レベルは、総漁獲量の1%未満から最大で4%と、非常に小さなものです。従いまして、共同体の船舶による混獲の実態を反映するため、またこの水域における共同体のはえ縄漁業の性質を考えると不可欠でありますので、ECとしては、本年の委員会で、協力的割当を10トンから20トンに増加することを検討していただきたく思います。

我々は、今次会合に参加することを楽しみにしております、また生産的かつ成功裏に終わることを望んでおります。

ありがとうございます。

フィリピンのオープニング・ステートメント

我々を丁重に迎えていただき、またニュージーランドのオークランドという美しい都市でみなまぐる保存委員会(CCSBT)第 15 回会合を主催していただいたニュージーランド政府に対し、フィリピン代表団を代表して、お礼を申し上げさせていただきますたいと思います。

フィリピン共和国は、CCSBT 会合に参加し、協力的非加盟国(CNM)となって以来、委員会の導入した管理措置に従ってきておりますが、これは魚類資源の管理、保存及び最適利用、そしてまた CCSBT 条約水域における魚類資源の持続的開発に対する我々のコミットメントを明らかにするものです。

フィリピンは、今次会合の議題項目の議論に参加し、関心事項を表明するとともに、衰えがみられるみなまぐる資源に対する強力な措置を支持いたしますので、ご安心ください。委員会が、条約水域の魚類資源をより強力に管理するようになることが、我々の希望です。

ありがとうございます。

南アフリカのオープニング・ステートメント

議長、CCSBT メンバーの皆様。

南アフリカは、CCSBT 事務局が CCSBT 第 15 回年次会合に出席する機会を与えてくれたことに感謝申し上げます。

長きにわたる不在の末、南アフリカは、現在まぐろはえ縄漁業の開発に取り組んでいることから、CCSBT の協力的非加盟国としてのメンバーシップを見直すために、今次会合に出席しております。

南アフリカは、国際的な責任を理解し認めており、またみなみまぐろの保存と管理についてすべての締約国とともに協力することをお約束いたします。

南アフリカは、代表団を受け入れてくださったホスト国のニュージーランドにも、あらためて感謝申し上げます。

ありがとうございます。

ヒューマン・ソサエティ・インターナショナルの オープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

パフォーマンス・レビューに関する自己評価のボルトン大使による独立レビューを受けて、委員会が海鳥、サメ類及び海亀の混獲に取り組むことについて明確な権限を有していることが明白となりました。最早、ERS に対処する戦略に反対したり、効果的な混獲緩和措置の実施を引き延ばしたりする、いかなる根拠もありません。

CCAMLR が採択した、漁業によって生じる海鳥の偶発的死亡を減少させるための国際的な活動に関する決議(決議 22/XXV)では、漁業に関連する偶発的死亡が著しく減少しない限り、アホウドリ類やミズナギドリ類の生息数は回復しないという認識にたっています。SBT はえ縄漁業によって年間に数千羽ものアホウドリ類が殺されていますが、これにははえ縄漁業の影響に取り組まない限り確実に絶滅に向かっていく種が含まれています。この決議は、CCSBT を含む RFMO に対し、海鳥の混獲に適切に対処し軽減することを求めるとともに、海鳥の死亡に対処するための混獲作業部会の重要性を強調するものです。ご指摘のとおり成否の差はありますが、他の RFMO では混獲の問題に取り組んでおります。CCSBT はそのどれよりもかなり遅れをとっております。

夜間投縄と加重縄の導入によって、CCAMLR では海鳥の混獲率を劇的に減少させることができ、またここ 2 年間続いて CCAMLR 条約水域において規制されたはえ縄漁業で捕獲されたアホウドリはおりません。科学的にも操業的にも、CCSBT が海鳥の混獲について同じような成功を収められない理由はありません。

サメ類の混獲の問題への対応について、HSI は、2007 年国連総会で採択された持続的漁業に関する決議に従い、保持の方針、ワイヤー・トレースの使用の禁止、ハイ・リスクな水域及び時期の禁漁並びに保持されるサメ類の死体にヒレが自然について水揚げされるものとする要件をもってヒレ切りの全面禁止の採用を推奨します。

HSI は、SBT はえ縄漁業における海亀混獲の程度について、とりわけカメの混獲のリスクが高いと思われる SBT 産卵場における操業について、緊急の調査を要請します。

HSI は、ここにいるすべての皆様に、混獲を取り扱う委員会の権限に関する論争を解決すること、及び 2009 年に ERS 作業部会を開催することを優先事項として合意することをお願いしたいと思います。さらに、我々は、海鳥、

サメ類及び海亀の混獲を回避するために、他の RFMO で効果が立証された、効果的な措置の採択に直ちに合意することを要求します。

混獲に精力を傾けるという確固とした行動は、2006年及び2007年の持続的漁業に関する国連総会決議並びに CCAMLR 決議 22/XXV に求められており、また FAO 責任ある漁業のための行動規範、FAO のはえ縄漁業における海鳥の偶発的捕獲を削減するための国際行動計画及び FAO のサメ類の保存管理のための国際行動計画と一致するものです。

議長、ありがとうございました。

トラフィック及びWWFのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

トラフィック、野生動物の取引のモニタリング・ネットワークと自然保護機関である WWF は、委員会及び拡大委員会の会合にオブザーバーとして参加する機会を与えてくださった CCSBT のコミッショナーに、感謝申し上げます。みなみまぐるとその生態学的関連種の保存について至急必要とされる進展を考えるための、これらの重要な審議と決定事項の実現の一助となることを楽しみにしております。

メンバーと非メンバーによる SBT の IUU 漁業の阻止に向け、SBT の漁獲と貿易において真の透明性を実現するために、この委員会がとるべき多くの段階があります。漁獲証明制度、漁船監視システム及び転載に関する決議案を優先的に最終化し実施することが必須であると考えます。さらに、CCSBT13 から始まった総合的な監視管理取締システムすべてに関する議論と開発の緊急性も増しております。

トラフィックと WWF は、生態学的関連種の保存の確保について進展がみられないことを引き続き懸念しており、特にトラフィックは、サメ類に関する記録、漁獲及び保持に対する適切な管理が欠如していることを懸念しております。

トラフィックと WWF は、CCSBT における管理手続きの開発を支持し、優先事項として完全に導入されることを期待します。議論は、SBT 資源を生物的に安全と考えられ、予防原則の適用と一致するレベルまで、回帰させることに焦点がおかれなければなりません。トラフィックと WWF は、CCSBT のパフォーマンスをみている多くの人々同様に、SBT の保存を課されたオーストラリア、日本及びニュージーランドによる三カ国協定、それから 14 年たった本条約を通じた長きにわたる管理にも関わらず、信じられないほど貧弱な資源状態によって、落胆させられました。

委員会による自己評価及び独立専門家による報告書は、資源を生物学的に安全なレベルに回復する又は条約のタイトルにもあるように SBT の保存を確保することについて、現在の運営では委員会が無力であると確認しています。本委員会は、条約の目的を達成することを確保するためにも、優先的にパフォーマンス・レビューの勧告を実施しなければなりません。

今後のことについて、トラフィックと WWF は、科学委員会が魚のサイズ・クラスにかかわらずトン数を測定することにより現在の漁獲減少の現状を調査する任務を負い、各船団が資源に与える相対的な影響を説明してくれるものと思います。SBT の漁業は、地理的範囲や資源の年級のいたるところで行われており、資源の状況を考慮し、異なるサイズ・クラスの資源に対する相

対的な影響を反映する特異な減少システムが資源の再建の一因となりうるかを確認することは有用です。最後になりますが、議長、トラフィックとWWFは、この15年間これらの議論に参加してまいりました。我々は、プロセス、漁獲と貿易の透明性が条約と十分に結びつく時を、SBTと生態学的関連種が確立された持続的な基盤に乗ったと皆が自信を持てることを、期待します。

議長、ありがとうございました。

情報が必要な場合の連絡先

グレン・サント

地球海洋計画リーダー

トラフィック・インターナショナル

gsant@traffico.org

ジスレーン・リウエリン

海洋計画リーダー

WWF オーストラリア

Gllewellyn@wwf.org.au

財政運営委員会報告書

1. ニュージーランドが委員会の議長に指名され、全会一致でシャウン・ドリスコル氏が推された。オーストラリアがラポルツァーを務め、事務局長(ブライアン・マクドナルド氏)、次期事務局長(ボブ・ケネディー氏)及び科学委員会議長(ジョン・アナラ博士)が出席した。

3.1. 2008 年修正予算

2. 事務局長は、文書 CCSBT-EC/0810/05 (2008 年修正予算)を発表した。議論では次の点が強調された。

2.1. 2008 年修正支出は、CCSBT14 承認予算に対し、1.87%(30,707 ドル)の黒字と予想された。

2.2. 年次会合及び小委員会の運営の予算について大きく節約できたが、事務局及び事務所管理費の分野において大きな過剰支出(11.82%)がみられた。主要な過剰支出額は次のとおり。

- その他雇用費用 \$37,100
 - 前事務局長の退職経費
- 事務局長の採用に係る経費 \$90,700
 - データ・マネージャーの採用に係る経費を含む
- 事務経費 \$19,300
 - 会計補助に関する経費

2.3. 2008 年修正収入は、121,693 ドル増の 1,768,243 ドルと見込まれ、主にインドネシアのメンバー分担金 127,929 ドルからなる。

2.4. CCSBT15 の開催時点で、未払いのメンバー分担金は、総額 174,836 ドルとなっている。FAC は、分担金が期日通りに支払われないことに懸念を表明し、委員会の財政を圧迫していることに留意した。FAC は、委員会が条約第 11 条を遵守することの必要性をすべてのメンバーに指摘すべきと勧告のうえ、支払いの遅延は大きな利息収入の減少になることに留意した。また、2009 年は年初に大きな費用負担があるため、すべてのメンバー分担金の早期支払いが必要であるとされた。

2.5. CCSBT パフォーマンス・レビュー(ボルトン氏の報告書¹)の 14 ページ、パラグラフ 2 において、満額かつ期日通りのメンバー分担金の支払いが言及されていることは注目すべきこととされた。

3. 事務局長は、2007 年の FAC 勧告に沿って‘職員退職金引当’のための特別口座を創設したことに言及した。2008 年予算のとおり、最初の預入金と

¹ CCSBT 独立専門家、デイビッド・ボルトン大使

して 40,000 ドルが積み、2008 年 12 月 31 日時点で 41,200 ドルが貸方残高と見込まれる。

4. 2008 年の予想剰余金は、152,400 ドルとなり、2009 年メンバー分担金に対する繰越金となる。
5. FAC は、文書 CCSBT-EC/0810/05 (2008 年修正予算)を拡大委員会が採択することを勧告した。‘2008 年修正予算’の写しを別添‘A’とした。

3.2. 2009 年予算案

6. 事務局長は、文書 CCSBT-EC/0810/06 (2009 年予算案)を発表、オーストラリア・ドルの変動及び CCSBT15 における拡大委員会の決定により生じる追加支出を考慮し調整されることが合意された。議論では次の点が強調された。
 - 6.1. 2008 年から 152,400 ドルの剰余金が繰越される見込みとなっている。この剰余金には、会計規則 6.1(c), (d) 及び(e)が 2009 年予算に適用される。
 - 6.2. 事務局長は、新データ・マネージャーの指名に関して、2009 年に繰越される引当金を確認した。この支出は、新‘データ・マネージャー’の引越に関するものであり、2008 年に終了しない可能性がある。このようにすることで、2009 年予算に影響を与えることなく適当な予算を繰越しうる。
 - 6.3. SAG/SC 及び補助委員会の運営に関し予算に計上された費用が議論され、2009 年の合意された責務に照らして適切であると合意された。一方、委員会、専門家パネルの構成及び活動について CCSBT16 の前に公式にレビューすることが勧告された。前回は行われてから約 10 年が経っていることが留意された。
- 3.3. 予算には、‘職員退職金引当’のための特別口座として 55,000 ドルの支払いが含まれている。この支払いにより、遡及過程が終了し、予想される将来の引当の範囲を満たすことになる。この資金への年ごとの支払いは国連のガイドラインに従い課される。2009 年の支払いは 19,200 ドルである。
7. オーストラリアは、科学的航空調査について、ESC が最優先すべきプロジェクトと一貫して特定しているため、2004 年以来すべてのメンバーの資金提供を模索してきている。このプロジェクトは、すべてのメンバーが裨益するものであることは明らかで、オーストラリアは 2004 年以降単独で 200 万ドルを超える資金を負担している。さらに、2008 年科学委員会は、科学的航空調査の指標はオペレーティング・モデルの再調整のためのベース・ケース・モデル候補で使用されることに合意した(SC 2008, パラ 126,129,130)。オーストラリアは、このことによって拡大委員会のすべて

のメンバーによる将来の資金提供の件に対する支持がより強化されると考えている。

8. オーストラリアによる CCSBT に対する科学的貢献についてメンバーは正しく理解したものの、2009 年予算にこの要求を含める合意は成立しなかった。
9. 2009 年の総支出は、2008 年の 14.77% 増の 1,854,468 ドルと見込まれた。この増加は、2009 年における委員会の各会合に関する費用増を反映したものであり、メンバーの分担金は 2008 年からの予算の繰越及びインドネシアのメンバー分担金によって相殺される。メンバー分担金の実際の増加は、平均 1.5% となっており、別添‘B’に示した。
10. FAC は、文書 CCSBT-EC/0810/06 (2009 年予算案) を拡大委員会が採択することを勧告した。2008 年予算の剰余金及び CCSBT15 の決定事項がもたらす支出項目の増加を考慮し、調整されたものとなっている。‘2009 年予算案’の写しを別添‘B’とした。

3.4. 2010 年暫定予算

11. CCSBT 会計規則は、事務局長がその翌年の暫定予算を作成することを求めている。2010 年暫定予算は、文書 CCSBT-EC/0810/06 の一部として事務局長によって提出された。それは、記されたとおりにいくつかの仮定がふくまれるものであったが、CCSBT15 の決定事項の結果、変更が加えられた。
12. FAC は、“2010 年漁期から、オーストラリア、ニュージーランド及び日本の国別割当に関する CCSBT 1 の MOU のすべてのステップを同時に発効させること”という CCSBT13(2006)での合意に留意した。
13. また、FAC は、暫定予算は現行の決定事項のみを根拠に作成され、それらの決定事項の財政的影響を反映したものであることに留意した。その結果、暫定予算には次の事項が考慮された。
 - 2010 年のニュージーランドの割当は 1,000 トンに増加する。
 - 2010 年のオーストラリア及び日本の割当は同量の 5,665 トンに回復する。
 - 漁獲証明制度の導入に関する事務局の支出の増加。
 - ERS 作業部会会合は開催されない。
 - 5% の費用増(2009 年予算の一回限りの支出を除く)。
 - 2009 年からの繰越金はない。
14. FAC は、別添‘C’として添付された修正‘2010 年暫定予算’を拡大委員会が採択することを勧告した。

3.5. 監査報告書、決算報告書及び会計規則の変更

15. FAC は、2007 年の会計監査を経た‘決算報告書’及び 2007 年 12 月 31 日締め‘監査報告書’が、メンバーに配布されたことに留意した。また、これ

らの文書が2008年8月に東京で開催された委員会特別会合でコミッショナーによって検討されたことにも留意した。次の点が留意された。

- 15.1. 会計検査官は、決算報告書が委員会の会計規則及びオーストラリアの会計基準を含む必要条件に沿って作成されたものであると認めた。
 - 15.2. 会計検査官は、5,000ドルを超える支出に関する個別項目は委員会の議長又は副議長が年間を通じて承認すべきとする会計細則7が、概して守られていないという問題を指摘した。
 - 15.3. また、会計検査官は、2003年以降、会計監査を経た決算報告書に必要とされる情報を報告する代わりに、事務局長は委員会に対し毎年別個に会計監査を経ていない予算の金額を報告しており、会計規則10(2)(b)に合致しない慣例となっていることを指摘した。
 - 15.4. さらに、会計検査官は、委員会の従業員によるワインの私的な購入並びにそれらの購入に適用された物品サービス税(GST)及びワイン平衡税(WET)に対する不適當に請求、受領された税金還付の支払いに委員会の銀行口座が不適切に使用されたことを指摘した。
 - 15.5. 会計検査官は、2007年において事務局のクレジット・カードの使用が十分に管理されていなかったことを指摘した。
16. 事務局長は、文書 CCSBT-EC/0810/07 (会計規則の改正)を発表した。この文書は、会計検査官が提起した問題の解決を図るためのものであり、これを受け FAC は議論の結果、拡大委員会に対し次の勧告を行った。
- 16.1. 会計規則 4.4 は次のように改正される。

事務局長は、支出予算の項目間及び細目間で10%を超えない流用を行うことを認めることができる。これらの全ての流用は、毎年委員会に提出される修正予算として、事務局長により翌年の委員会年次会合に報告されなければならない。10%を超える流用は、議長の許可が必要とされる。
 - 16.2. 会計規則 9.1(a)は次のように改正される。

事務局長は、
効率的な会計事務と資金の使用における経済性の実現を確保するために、会計細目及び手続きを定め—かかる細目及び手続きは毎年の年次会合において委員会に報告される；
 - 16.3. 会計規則 9.4 は次のように改正される。

機材、供給及びその他の必需品に対する請負見積書は、その額が80,000オーストラリア・ドルを超える場合は、全ての購入又は契約について、広告、あるいは存在する場合には、機材、供給及びその他の必需品を提供できる少なくとも3社以上からの見積書の直接請

求によらなければならない。しかしながら、この規則は次の場合には適用されない。：

- (a) 供給元が1社であることがはっきりしており、事務局長がその事実を証明した場合；
- (b) 緊急時、あるいはその他の理由により、この規則が委員会の財政上の最善のものではなく、事務局長がその事実を証明した場合。

16.4. 新たに会計規則 9.5 が設けられる。

80,000 オーストラリア・ドルを超えない支出について、委員会による特段の指示がない限り、事務局長は、金額に見合う最大価値追求の原則に従うことがもとめられる。

16.5. クレジット・カードの管理の欠如によって委員会の財政状況又は正当性が損なわれた訳ではないことが留意され、事務局長は文書 CCSBT-EC/0810/07 を通じて新たな管理方法を紹介した。

16.6. 今後、事務局長が、会計規則 10.2(b)で求められるとおりに報告を行うことが留意された。

16.7. 2007 年の FAC が勧告した予算に関する報告に関する要件の修正が留意された。事務局長が次を含む中間会計報告書を毎年 7 月 15 日より前にメンバーに提出することが勧告された。

- 6 月 30 日時点の支出及び残る期間の支出見込み。
- 分担金の支払い及び年度末の財政状態の分析。
- 予算の相違及び不調和に関する報告(未払いのメンバー分担金を含む)。

16.8. FAC が、1997 年 2 月 18-22 日にキャンベラで開催された委員会第 3 回年次会合再開会合において採択された会計細則は、もはや妥当性はなく、撤廃すべきと勧告したことが留意された。すべての事態は、会計規則及び職員規則の対象となる。

16.9. 事務局長は、委員会の 2008 年予算から不適切に請求された GST 及び WET、約 3,000 ドルの返済の手配を行っていることが留意された。

17. FAC は、提出された 2007 年会計報告書及び会計監査報告書を拡大委員会 が採択することを勧告のうえ、会計検査官による勧告をすべて実行することを留意した。

3.6. その他の事務的事項

18. FAC は、CC/EC の両会合における文書の重複を防ぐため、文書の番号付けに関し一貫性を確保する要求について審議した。事務局長は、来年、本件の解決にあたることとした。

19. FAC は、事務局長が当該会合の議長を休会期間中の協議を行い、各会合の成果/勧告を整理した表を回章することは有意義であるとした。かかるリストは、責任及び期日を特定するものとなる。

別添 'A'

一般予算 - 2008

収入	2008 承認予算	2008 修正予算	差額
メンバー分担金	\$1,446,013	\$1,569,677	\$123,664
日本	\$524,327	\$524,327	\$0
オーストラリア	\$466,610	\$466,610	\$0
ニュージーランド	\$117,062	\$117,062	\$0
韓国	\$169,007	\$169,007	\$0
漁業主体台湾	\$169,007	\$169,007	\$0
インドネシア	\$0	\$123,664	\$123,664
職員課徴金	\$69,205	\$62,969	-\$6,236
繰越金	\$61,457	\$61,457	\$0
利子収入	\$20,000	\$20,000	\$0
2008年特別予算からの繰入	\$49,875	\$54,140	\$4,265
総収入額	<u>\$1,646,550</u>	<u>\$1,768,243</u>	<u>\$121,693</u>

支出	2008 承認予算	2008 修正予算	差額
年次会合及び遵守委員会 - (CCSBT15)(CC3)	\$142,840	\$132,200	-\$10,640
独立議長	\$32,000	\$34,000	\$2,000
通訳費用	\$35,000	\$32,000	-\$3,000
会場借料	\$10,850	\$11,900	\$1,050
機材借料	\$19,800	\$15,100	-\$4,700
ケータリング	\$12,690	\$13,000	\$310
翻訳/会議文書印刷費用	\$15,000	\$15,000	\$0
事務局費用	\$13,000	\$11,200	-\$1,800
インドネシア参加者費用	\$4,500	\$0	-\$4,500
第13回SC及び第9回SAG	\$339,000	\$312,100	-\$26,900
独立議長	\$50,000	\$48,900	-\$1,100
通訳費用	\$15,000	\$15,400	\$400
会場借料	\$20,000	\$24,500	\$4,500
コンサルタント - 議長及び諮問パネル	\$200,000	\$189,000	-\$11,000
ケータリング	\$10,000	\$8,600	-\$1,400
翻訳/会議文書印刷費用	\$14,000	\$14,200	\$200
事務局費用	\$18,000	\$11,500	-\$6,500
サイエンス・サポート費用	\$12,000	\$0	-\$12,000
補助委員会	\$103,040	\$6,900	-\$96,140
CPUEモデル作成ワークショップ	\$55,000	\$0	-\$55,000
パフォーマンス・レビュー	\$48,040	\$6,900	-\$41,140
特別プロジェクト	\$129,500	\$128,200	-\$1,300
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$19,500	\$20,500	\$1,000
標識放流計画調整費	\$110,000	\$107,700	-\$2,300
事務局経費	\$772,296	\$863,969	\$91,673
事務局職員経費	\$461,000	\$465,600	\$4,600
職員課徴金	\$73,000	\$62,969	-\$10,031
職員の年金/社会保障	\$80,000	\$78,000	-\$2,000
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$20,100	\$22,000	\$1,900
旅行/運搬費	\$55,584	\$36,000	-\$19,584
その他、委員会の報告書の翻訳	\$25,000	\$15,000	-\$10,000
トレーニング	\$5,000	\$4,000	-\$1,000
一時帰国手当	\$7,612	\$7,600	-\$12
その他職員費用	\$5,000	\$42,100	\$37,100
事務局長採用に係る費用	\$0	\$90,700	\$90,700
職員退職金引当	\$40,000	\$40,000	\$0
事務所管理費	\$110,000	\$122,600	\$12,600
事務所及び倉庫賃貸料	\$40,000	\$42,000	\$2,000
事務所費用	\$36,000	\$55,300	\$19,300
物品購入費	\$20,000	\$14,500	-\$5,500
電話/通信費	\$8,000	\$10,800	\$2,800
その他	\$6,000	\$0	-\$6,000
繰越金口座への振替	\$49,875	\$49,875	\$0
総支出額	\$1,646,551	\$1,615,844	-\$30,707

別添 'B'

2009年一般予算案

収入	2008 修正予算	2009 予算案	差額	
メンバー分担金	<u>\$1,569,677</u>	<u>\$1,610,464</u>	<u>\$40,787</u>	
日本	\$524,327	\$544,880	\$20,553	3.9%
オーストラリア	\$466,610	\$484,120	\$17,510	3.8%
ニュージーランド	\$117,062	\$116,142	-\$920	-0.8%
韓国	\$169,007	\$170,827	\$1,820	1.1%
漁業主体台湾	\$169,007	\$170,827	\$1,820	1.1%
インドネシア	\$123,664	\$123,669	\$5	0.0%
職員課徴金	<u>\$62,969</u>	<u>\$66,604</u>	<u>\$3,635</u>	
メンバー分担金 前受金(2008)		<u>\$127,929</u>		
繰越金	<u>\$61,457</u>	<u>\$24,471</u>	<u>-\$36,986</u>	
利子収入	<u>\$20,000</u>	<u>\$25,000</u>	<u>\$5,000</u>	
2008年特別予算からの繰入	<u>\$54,140</u>	<u>\$0</u>	<u>-\$54,140</u>	
総収入額	<u>\$1,768,243</u>	<u>\$1,854,468</u>	<u>\$86,225</u>	

支出	2008 修正予算	2009 予算案	差額
年次会合及び遵守委員会 - (CCSBT16)(CC4)	\$132,200	\$182,700	\$50,500
独立議長	\$34,000	\$45,500	\$11,500
通訳費用	\$32,000	\$41,200	\$9,200
会場借料	\$11,900	\$8,800	-\$3,100
機材借料	\$15,100	\$23,100	\$8,000
ケータリング	\$13,000	\$13,500	\$500
翻訳/会議文書印刷費用	\$15,000	\$14,300	-\$700
事務局費用	\$11,200	\$36,300	\$25,100
SAG/SC 会合	\$312,100	\$287,300	-\$24,800
独立議長	\$48,900	\$45,800	-\$3,100
通訳費用	\$15,400	\$21,700	\$6,300
会場借料	\$24,500	\$18,600	-\$5,900
コンサルタント - 議長及び諮問パネル	\$189,000	\$135,000	-\$54,000
ケータリング	\$8,600	\$15,700	\$7,100
翻訳/会議文書印刷費用	\$14,200	\$16,200	\$2,000
事務局費用	\$11,500	\$34,300	\$22,800
補助委員会	\$6,900	\$233,364	\$226,464
ERSWG会合	\$0	\$111,292	\$111,292
管理手続き作業部会	\$0	\$54,800	\$54,800
パフォーマンス・レビュー	\$6,900	\$0	-\$6,900
オペレーティング・モデル会合	\$0	\$67,272	\$67,272
特別プロジェクト	\$128,200	\$125,000	-\$3,200
オペレーティング・モデル/管理戦略開発	\$20,500	\$13,900	-\$6,600
CPUEシリーズの開発	\$0	\$9,300	\$9,300
標識放流計画調整費	\$107,700	\$89,800	-\$17,900
オペレーティング・モデルに関するインドネシア支	\$0	\$12,000	\$12,000
事務局経費	\$863,969	\$892,604	\$28,635
事務局職員経費	\$465,600	\$476,200	\$10,600
職員課徴金	\$62,969	\$66,604	\$3,635
職員の年金/社会保障	\$78,000	\$78,800	\$800
職員の保障・保険/旅行保険/物品保険	\$22,000	\$23,100	\$1,100
旅行/運搬費	\$36,000	\$36,500	\$500
その他、委員会の報告書の翻訳	\$15,000	\$15,800	\$800
トレーニング	\$4,000	\$3,000	-\$1,000
一時帰国手当	\$7,600	\$6,000	-\$1,600
その他職員費用	\$42,100	\$2,400	-\$39,700
採用に係る費用(事務局次長)	\$90,700	\$110,000	\$19,300
職員退職金引当(2009年1月1日時点での負債)	\$40,000	\$55,000	\$15,000
職員退職金引当(累積される負債)	\$0	\$19,200	\$19,200
事務所管理費	\$122,600	\$133,500	\$10,900
事務所賃貸料	\$42,000	\$44,600	\$2,600
事務所費用	\$55,300	\$66,100	\$10,800
物品購入費	\$14,500	\$10,200	-\$4,300
電話/通信費	\$10,800	\$12,600	\$1,800
繰越金口座への振替	\$49,875	\$0	-\$49,875
総支出額	\$1,615,844	\$1,854,468	\$238,624

別添 'C'

2010年暫定予算

収入	<u>2009 予算案</u>	<u>2010 暫定予算</u>	<u>差額</u>
メンバー分担金	<u>\$1,610,464</u>	<u>\$1,455,000</u>	<u>-\$155,464</u>
日本	\$544,880	\$448,388	\$96,491
オーストラリア	\$484,120	\$448,388	\$35,731
ニュージーランド	\$116,142	\$139,059	\$22,916
韓国	\$170,827	\$148,342	-\$22,485
漁業主体台湾	\$170,827	\$148,342	-\$22,485
インドネシア	\$123,669	\$122,481	-\$1,188
職員課徴金	<u>\$66,604</u>	<u>\$65,000</u>	<u>-\$1,604</u>
繰越金	<u>\$152,400</u>	<u>\$0</u>	<u>-\$152,400</u>
利子収入	<u>\$25,000</u>	<u>\$20,000</u>	<u>-\$5,000</u>
総収入額	<u>\$1,854,468</u>	<u>\$1,540,000</u>	<u>-\$314,468</u>

CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

みなみまぐろ保存のための拡大委員会は、

第 13 回年次会合において、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が自国の漁船監視システムの開発と導入(2006 年 VMS 決議)に合意したことを想起し、

世界のみなみまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を認識し、

みなみまぐろ漁業、とりわけ資源の長期的な持続性を確保するために、効果的な監視、管理及び取締り体制に不可欠な要素としてのこれら漁船監視システムの重要性を認識し、

漁船監視システムが、2007 年 1 月 22 日から 26 日に開催されたまぐろ類地域漁業管理機関神戸合同会合で採択された行動方針において、違法無報告無規制漁業を抑止する重要な監視、管理及び取締りの一措置であると認められたことに留意し、

漁船監視システムの最低基準を定める必要性を認識し、

一部のメンバー及び他の地域漁業管理機関は漁船監視システムを確立しており、それらの知見がみなみまぐろ保存委員会の漁船監視システムの開発及び導入に有用であることを認識し、

みなみまぐろ保存条約の第 8 条パラグラフ 3(b) に従い、次のとおり合意した。

1. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次の方法で、みなみまぐろを漁獲する船舶に対し、衛星と連係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。
 - a. IOTC 水域で漁業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(当該決議の付属書 1 を含む)に従う。
 - b. WCPFC 水域で漁業を行っている船舶は、WCPFC 保存管理措置 2006-06“委員会漁船監視システム”(当該措置の付属書 1 を含む)に従う。
 - c. CCAMLR 水域で漁業を行っている船舶は、CCAMLR 保存措置 10-04 (2006)“衛星中継自動船舶監視システム(VMS)”(当該措置の付属書 10-04/A 及び 10-04/B を含む)に従う。

- d. ICCAT 水域で操業を行っている船舶は、ICCAT 勧告 03-14“ICCAT による ICCAT 条約水域における漁船監視システム創設のための最低基準に関する勧告”に従う。
 - e. VMS のない公海で操業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(当該決議の付属書 1 を含む)に従う。
2. パラグラフ 1 (a-e)に示した VMS の適用は、関連する委員会が適宜採択するであろういかなる修正とも合致していなければならない。
3.
 - a. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、委員会が承認した書式による VMS サマリー・レポートを、年に 1 回、遵守委員会会合の前に、提出しなければならない。
 - b. 特定の船舶が CCSBT の保存管理措置に反して操業を行ったと疑われる場合には、その船舶に関する事例に関して、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、当該船舶が船籍を置く国/漁業主体であるメンバー及び協力的非加盟国に対し、個別に、VMS データの提供を求めることができる。かかる要求を受けたメンバー及び協力的非加盟国は、次のいずれかの対応をとらなければならない。
 - (i) 事例を捜査し、VMS データを要求したメンバー又は協力的非加盟国に、捜査の詳細を提供する。
 - (ii) 要求したメンバー又は協力的非加盟国に対し、当該船舶に関する VMS データを提供、要求したメンバー又は協力的非加盟国は、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバー又は協力的非加盟国に通知する。
4. 拡大委員会は、パラグラフ 3(b)に従い提供された情報について、付属書 I にある機密保護とセキュリティの規定を採用することに合意する。
5. 事務局の支援を仰ぎ、遵守委員会は、2009 年の遵守委員会において、本決議の実施並びに SBT 漁業の監視、管理及び取締り体制の一要素として、その有効性の改善に資する可能性のある措置について、レビューと報告を行わなければならない。かかるレビューは、まぐろ類地域漁業管理機関を横断的に統一する VMS の開発を含め、他の地域漁業管理機関における進展状況を考慮しなければならない。
6. 本決議は、CCSBT 13 で採択した 2006 年 VMS 決議に優先するものではない。

付属書 I VMS 報告の機密保護、利用及びセキュリティ

VMS 報告の機密保護及び利用

1. VMS データは、機密扱いとされ、本決議によって認められた場合のみ提供、利用されうる。
2. 他の拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国から VMS データを受けとるメンバー及び協力的非加盟国は、データの機密保護を維持しなければならない。本決議に明記された場合を除き、データを利用してはならない。具体的には、VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、本付属書のパラグラフ 3 に示された目的に限り、データをメンバー又は協力的非加盟国の国会議員及び公務員に提供することができる。
3. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の保存管理措置の遵守状況を監視するためにのみ、VMS データを利用することができる。

情報技術セキュリティ

4. VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護を維持するための強固な情報技術セキュリティを導入しなければならない。

データの機密保護に関する方針

5. VMS データの要求を提案する拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護に関する方針を備えなければならない。かかる方針を事務局並びにすべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国に提供しなければならない。VMS データの機密保護に関する方針は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、本決議の付属書 I の要件の遵守を確保するために実行することを提案するすべての措置を略述してなければならない。

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

漁獲証明制度(CDS)の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国が漁獲から国内市場又は輸出市場における最初の販売までの合法的な製品の流れを追跡、確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成する必要性を念頭に置き、それぞれのメンバー及び協力的非加盟国による SBT の漁獲を正確に確認するために、CDS が世界の SBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b)に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会 (CCSBT) は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

- 1.1 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。
- 1.2 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ¹、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に述べられる文書が添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位(即ち、頭、目、卵、内臓、尾)については、文書なく輸出/輸入することができる。
- 1.3 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。
- 1.4 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。
- 1.5 委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関与する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。

¹用語‘国産品の水揚げ’とは、メンバーもしくは協力的非加盟国に置籍する船舶又はメンバーもしくは協力的非加盟国の漁船として登録された船舶により漁獲された SBT が、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に水揚げされることをいう。

蓄養事業について、用語‘国産品の水揚げ’とは、メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下にある蓄養場からの SBT が許可された蓄養用地の周辺の輸出船舶へ直接積み込まれるものを含む。

- 1.6 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに(SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合)SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこから SBT の収穫を認めてはならない。
- 1.7 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、標識をともしない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。
 - 1.7.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる。
 - 1.7.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
 - 1.7.3 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる。
- 1.8 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- 1.9 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、水揚げ後 7 日以内に、1.7.2、1.7.3 又は 1.8 に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び 1.8 については元来(判明している場合)の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- 1.10 メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される船舶記録により、許可船舶が特定される。
- 2.3 上記の許可登録に含まれない船舶及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

- 3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。
 - 3.1.1 蓄養活け込み様式－SBT の漁獲、曳航及び蓄養の情報を記録。
 - 3.1.2 蓄養移送様式－蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。

- 3.1.3 漁獲モニタリング様式—予期せぬ漁獲を含め、蓄養の有無にかかわらず、すべての SBT の漁獲、水揚げ、転載、輸出及び輸入の情報を記録。
- 3.1.4 漁獲標識様式—CDS の一環として標識装着された個別魚の情報を記録。
- 3.1.5 再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式—漁獲モニタリング様式によって、すでに最初の国産品の水揚げ時点又は輸入時点まで追跡されており、その後全量又は一部を輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。
- 3.2 3.1 に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1A-D。
- 3.3 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。
- 3.4 3.3 に従い変更が加えられた文書は、メンバー、協力的非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、事務局長に提供されなければならない。
- 3.5 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
- 3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていないなければならない。

4. 標識装着

- 4.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。
 - 4.1.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識を付することができる。
 - 4.1.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。
 - 4.1.3 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を付することができる。
- 4.2 3.1.4 のとおり、漁獲標識様式は、個別の SBT について関連する標識情報が記録される。漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。

- 4.3 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識様式の情報、四半期ごと、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。
- 4.4 標識装着計画は、別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。
- 4.5 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。

5. 確認

- 5.1 CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認されなければならない。
 - 5.1.1 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。
 - 5.1.2 CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づくすべての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー。
 - 5.1.3 すべての SBT の輸出又は再輸出については、輸出又は再輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。
- 5.2 CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同じであってはならない。
- 5.3 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む)。メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。
- 5.4 事務局長は、5.3 に定められた情報の維持、更新を行い、それをすべてのメンバーに提供し、変更については遅滞なく回章する。
- 5.5 メンバー及び協力的非加盟国は、3.1 に定められる CCSBT CDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。
- 5.6 メンバー又は協力的非加盟国は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄

の記載に不備がある場合又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。

- 5.7 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT からなる貨物について、転載、国産品の水揚げ、輸出(国産品の水揚げ後の輸出を含む)、輸入又は再輸出(ただし、別添 2 のとおり、SBT がさらに加工され標識が必要でなくなった場合を除く)の確認又は受け入れをしてはならない
- 5.8 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。
- 5.9 メンバー及び協力的非加盟国は、5.8 に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT 漁業に関する年次報告に含めなければならない。

6. 情報交換及びデータの機密性保護

- 6.1 メンバー及び協力的非加盟国は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本を保持しなければならない。メンバー及び協力的非加盟国は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない(漁獲標識様式²を除く)³。
- 6.2 事務局長は、CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/漁業主体に関係する CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。
- 6.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、7月1日から12月31日までの期間のものについては翌年6月1日までに、1月1日から6月30日までの期間のものについては同年12月1日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、別添 3 に定める。事務局長は、メンバーの指定する当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。
- 6.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブ・サイトのパブリック・エリアに掲載する。
 - 旗国である国/漁業主体
 - 収穫年
 - 製品の仕向地(国産品の水揚げを含む)
 - 漁具コード

² 漁獲標識様式に提供すべき情報の要件は、4.3 に定められている。

³ 様式原本の写し又は様式のすべての情報を含む電子様式のいずれか。

○ 正味重量

- 6.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDSにより収集されるデータについて、6.3に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。
- 6.6 事務局長は、6.1により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

7. CDS 文書の確認

- 7.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。
- 7.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。その他のことについても、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、6.3に基づく事務局長による報告書の照合を行わなければならない。
- 7.3 メンバー及び協力的非加盟国は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー及び協力的非加盟国に対し、可及的速やかに通報しなければならない。
- 7.3.1 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。
- 7.3.2 CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。
- 7.4 メンバー及び協力的非加盟国は、7.1及び7.2に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。
- 7.5 遵守委員会は、6.3及び6.4の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに7.3に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。
- 7.6 委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載

される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。

- 7.7 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書が偽造されないこと及び/又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

8. 情報へのアクセス及び保護

- 8.1 メンバー及び協力的非加盟国の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならない、CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。
- 8.2 漁獲の確認手続きを支援するために、必要に応じて、メンバー及び協力的非加盟国は、漁獲追跡情報の流れが正当なものであることを確認し不調和を解消するために、必要な支援情報及び関連する証拠を交換することに合意する。

9. 実施及びレビュー

- 9.1 本決議は、2010年1月1日から発効する⁴。同日以降、CCSBT が 2000年6月1日に採択した CCSBT みなみまぐろ統計証明制度に代わるものとなる。2010年1月1日以前に漁獲された SBT については、CDS の標識装着要件は 2010年6月30日まで免除することができ、CCSBT CDS 文書は最も実際的な方法で記入しなければならない。
- 9.2 遵守委員会は、2011 年会合までに本決議のレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、メンバー及び協力的非加盟国により報告された標識の破損又は紛失並びに 1.8 及び 1.9 において使用を免除した程度に関する懸念事項が含まれる。以降のレビューの日程については、その時に合意する。
- 9.3 事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。

⁴ 日本は、2009-10 漁業年末(2010年3月31日)まで、その現行標識制度を利用することができる。

別添 1A

蓄養活け込み様式 (例)

文書番号		CCSBT CDS 蓄養活け込み様式			
A. 漁獲した船舶の部					
1. 船名	登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体			
漁獲時期	漁獲水域				
B. 曳航の部					
2. 船名	登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体	曳航開始年月日		
3. 曳航中の死亡魚に関する詳細					
曳航いけす数	開始日-終了日	死亡尾数	死亡魚の重量		
C. 蓄養移送の部					
SBTの蓄養を行う団体	移送期間	魚の平均重量	推定方法	全重量(kg)	尾数
確認					
割当所有者による証明					
私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。					
氏名及び肩書き		署名	日付		
8. 当局による確認					
私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。					
氏名及び肩書き		署名	日付		

蓄養活け込み様式に関する指示事項

文書番号

原産する国/漁業主体により割り当てられた固有の文書番号。

漁獲した船舶の部

漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体を記入。

漁獲した船舶の名称及び船舶登録番号を記入。

操業期間を記入。

SBTの統計海区(1から10及び14から15)又はその他の海域(11から13)を使用して漁獲位置を記入。

曳航の部

漁獲した船舶からの魚の曳航を行う船舶の名称、船舶登録番号及び旗国を記入。

曳航中の死亡魚の尾数及び死亡魚の推定重量を曳航船ごとに記入。

1曳航いけすに1隻を超える数の漁獲した船舶から魚を収容する場合、死亡魚の尾数は船舶間で等しいものとして扱われる。

商業的販売のために水揚げされる曳航中に発生した死亡魚は、CDS様式が添付されなければならない。

蓄養移送の部

蓄養を行う団体の名称を記入。

推定に使用した方法を示す。

受けとった魚の詳細は、計測により確認された情報を含むものとする。

確認

文書に署名する政府職員の氏名及び肩書きを記入。政府職員は、蓄養用地がおかれる船籍がおかれる国/漁業主体の権限ある当局の職員でなければならない。

別添 1B

漁獲モニタリング様式 (例)

文書番号		CCSBT CDS 漁獲モニタリング様式 <input type="checkbox"/> Wild Harvest <input type="checkbox"/> Farmed 天然 蓄養				
1. 漁獲標識文書番号						

漁獲の部: (天然魚対象漁業のみ)						
2. 船籍がおかれる国/漁業主体 _____						
3. 船舶の名称及び登録番号 _____						

蓄養の部						
4. 蓄養場許可番号						
5. 蓄養場の名称及び位置						
6. 関連する蓄養活け込み様式の文書番号						
製品の詳細						
7. 魚の詳細						
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/ FL/OT	収穫時期 (月/年)	漁具コード	漁獲海域(c)	製品重量 (kg)	尾数 (RD、GG 又 は DR の場合)
(a): F=生鮮, FR=冷凍						
(b): RD=丸, GG=えらはら抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他 (製品のタイプ及び使用した変換係数を記載する; _____)						
(c): SBT の統計海区(1~10 及び 14~15)又はその他の海域(11~13)						
8. 加工施設(該当する場合)						
名称及び住所						
漁獲/収穫の確認						
9. 当局による確認(転載の場合、10.漁獲した船舶の船長による確認のみを記入) 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。						
氏名及び肩書き		署名		日付		公印
10. 転載の場合のみ: 漁獲した船舶の船長による確認 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。						
氏名及び肩書き		署名		日付		

製品の最終仕向地

21. 国産品の水揚げ 輸入/輸出

A.国産品水揚げの部

22. 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

国内販売の証明

名称	住所	署名	日付
----	----	----	----

1 を超える数の買主がいる場合、記入。1 を超える数の買主がいる場合、買主ごとの SBT の重量を記録。

名称	住所	署名	日付
----	----	----	----

名称	住所	署名	日付
----	----	----	----

名称	住所	署名	日付
----	----	----	----

B.輸入の部

23. 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

輸入業者の証明(積荷の最終仕向地)

名称	住所	署名	日付
----	----	----	----

輸入の最終地点: 市 _____ 州又は県 _____

国/漁業主体 _____

漁獲モニタリング様式に関する指示事項

様式の記入に CCSBT 公用語(英語及び日本語)以外の一言語が使用される場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。

文書番号

原産する国/漁業主体により割り当てられた固有の文書番号。

1. 漁獲標識様式の文書番号
関連する標識様式の文書番号を記録する。

漁獲の部

2. 漁獲した船舶の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入する。
3. 漁獲した船舶の名称及び船舶登録番号を記入する。

蓄養の部

4. 蓄養場許可番号
CCSBT の蓄養場許可リストに登録されている番号を記入する。
5. 蓄養場の名称及び位置
みなみまぐろが収穫された蓄養場の名称及び位置を記入する。
6. 関連する蓄養活け込み様式の文書番号

製品の詳細

7. 魚の詳細
出荷される SBT について、次の情報により、最も高い精度で記載しなければならない。注：1つの製品形態について1行を使用すること。

- (i) 製品：出荷される製品の形態を、生鮮(F)又は冷凍(FR)で特定する。
- (ii) タイプ：出荷される製品のタイプを、丸(RD)、えらはら抜き(GG)、ドレス(DR)、フィレ(FL)又はその他(OT)で特定する。その他の場合は、製品のタイプを記載する。

メンバー又は協力的非加盟国は、事務局長に対し、製品の状態及び使用している変換係数を通知しなければならない。

- (iii) 収穫時期：出荷されるみなみまぐろが収穫された時期(年月)を記入する。蓄養魚の場合は、最初に収穫された時点ではなく、捕殺の時点が適用される。
- (iv) 漁具コード：次のリストを使用して、みなみまぐろを収穫するために使われた漁具の種類を特定する。その他のタイプの場合には、漁具のタイプを記載する。蓄養魚の場合には、“蓄養”と記入する。

<u>漁具コード</u>	<u>漁具のタイプ</u>	
BB	Baitboat	竿釣り
GILL	Gillnet	刺し網

HAND	Handline	手釣り
HARP	Harpoon	鉾
LL	Longline	はえ縄
MWT	Mid-water Trawl	中層トロール
PS	Purse Seine	まき網
RR	Rod and Reel	ひき縄 (Rod and Reel)
SPHL	Sport Handline	遊漁手釣り
SPOR	Sport Fisheries Unclassified	その他の遊漁
SURF	Surface Fisheries Unclassified	その他の表層漁業
TL	Tended Line	樽流し
TRAP	Trap	定置網
TROL	Troll	ひき縄(Troll)
UNCL	Unspecified Method	不詳
OT	Other Type	その他

(v) 漁獲海域：みなみまぐろが収穫された海域を CCSBT 統計海区を使用して特定する。蓄養魚の場合には、この項目を記入する必要はない。

(vi) 製品重量：キログラム単位での製品重量；蓄養魚の場合には、蓄養後の製品の重量を記入する。

(vii) 尾数：タイプが RD、GG 又は DR の場合には、尾数を記入する。

8. 加工施設

出荷されるみなみまぐろを加工した加工施設の名称及び所在地を記入する(該当する場合)。

漁獲/収穫の確認

9. 当局による確認

文書に署名する政府職員の氏名及び肩書きを記入。政府職員は、文書に記載されたみなみまぐろを収穫した船舶の旗国である国/漁業主体の権限ある当局の職員でなければならない。メンバー又は協力的非加盟国について、この要件は、船籍がおかれる国/漁業主体の当局により正規に委任された組織でも満たされうる。委任された組織を利用するメンバーは、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。

10. 転載の場合には、様式が受けとろうとする船舶に転載される魚の正確な記録を反映していることを確認するために、漁獲した船舶の船長がこのセクションを記入しなければならない。

製品の間接仕向地

11. 製品の間接仕向地が転載及び/又は輸出であることを示す。

A. 転載の部

12. みなみまぐろを受けとろうとする船舶の船長によって、受けとろうとする船舶の名称及び登録番号が記入される。

13. みなみまぐろを受けとろうとする船舶の船長によって、旗国である国/漁業主体が記入される。

14. 受けとろうとする船舶の船長が、氏名、住所、署名及び日付を記入し、転載の記録として提供された情報が真実で正しいことを証明する。

転載確認

15. 当局/オブザーバーによる確認

転載が CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議の適用対象の場合、オブザーバーは、本セクションを記入しなければならない。

16. 関係する転載様式の文書番号を記録する。

A. 輸出の部

17. 本様式の項目 7 と同様に魚の詳細を記入する。注: 様式の本項目(17)は、本様式の最終版から削除できる。

18. 輸出地点(市、州又は県及び国/漁業主体)

みなみまぐろが輸出される市、州又は県及び国/漁業主体を記入。まぐろが国内市場へ販売された場合、空白とする。

19. 輸出業者は、氏名、住所、日付を記入のうえ署名し、輸出される積荷に関する情報(即ち、様式が輸出物を正確に記録していること)を証明する。

輸出確認

20. 当局による確認

書類に署名する政府職員の氏名及び役職を記入。政府職員は、文書に記載されたみなみまぐろを収穫した船舶の旗国である国/漁業主体の権限ある当局の職員でなければならない。委員会メンバーについて、この要件は、船籍がおかれる国/漁業主体の当局により正規に委任された組織でも満たされうる。委任された組織を利用するメンバーは、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。

製品の最終仕向地

21. 製品の最終仕向地が国産品の水揚げ又は輸出のいずれかを示す。

A. 国産品水揚げの部

22. 国内で販売することを目的として国内船舶からみなみまぐろを受けとる人又は会社は、氏名/名称、住所、署名及びみなみまぐろを受けとった日付を記入する。買主は、氏名/名称、住所、署名及びみなみまぐろを受けとった日付を記入する。1 を超える数の買主がいる場合、買主ごとの SBT の重量を記録する。

B. 輸入の部

23. みなみまぐろを輸入する個人又は会社は、氏名/名称、住所、署名、みなみまぐろが輸入された日付及び輸入の最終地点を提供しなければならない。これは中間国への輸入を含む(該当する場合)。生鮮、冷蔵の製品については、輸入業者の署名は、当該輸入業者から正式に署名の委任を受けた通関取り扱い業者の職員によるもので代えることができる。

再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式

(例)

“再輸出”は、必要に応じて、国産品の水揚げ後の輸出を含むものと解釈される。

文書番号	CCSBT CDS 再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式 積荷の全量 <input type="checkbox"/> 積荷の一部 <input type="checkbox"/>			
先行する文書の様式番号(即ち、漁獲モニタリング様式又は再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式)				
再輸出の部				
1. 再輸出する国/漁業主体				
2. 輸出地点(市、州又は県及び国/漁業主体)				
3. 加工施設(該当する場合) 名称及び住所				
4. (輸入)魚の詳細				
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	重量 (kg)	船籍がおかれる 国/漁業主体	輸入年月日
(a) F=生鮮, FR=冷凍 (b) RD=丸, GG=えらはら抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他 (製品のタイプを記載; _____)				
5. 添付された標識番号(該当する場合) 添付 <input type="checkbox"/>				
6. 再輸出される魚の詳細				
製品(a) F/FR	タイプ(b) RD/GG/DR/FL/OT	重量 (kg)		
(a) F=生鮮, FR=冷凍 (b) RD=丸, GG=えらはら抜き, DR=ドレス, FL=フィレ, OT=その他 (製品のタイプを記載; _____)				
7. 再輸出証明 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。				
名称	住所	署名	日付	
8. 当局による確認 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。				

氏名及び肩書き

署名

日付

公印

輸入の部

9.輸入の部 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記にリストされた情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

輸入業者証明(積荷の最終仕向地)

名称

住所

署名

日付

輸入の最終地点: 市 _____ 国又は県 _____ 国/漁業主体

注 1:再輸出の部を確認する機関/個人は、CCSBTCDS 文書の原本の写しを確認しなければならない。確認された CCSBT CDS 文書の原本の写しは、再輸出又は国産品水揚げ後の輸出(RELDP)様式に添付されなければならない。みなまぐるが2を超える数の回数再輸出される際、すべての確認された関係する RELDP 様式の写しが、RELDP 様式に添付されなければならない。

注 2: 様式の記入に英語及び日本語以外の言語が使用される場合は、当該文書上に英訳又は和訳を追加すること。

CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国による標識装着計画にかかる
手続き及び情報に関する最低基準

SBT 標識制度に関する一般要件

1. 決議の 1.7 及び 1.8 のとおり、SBT 標識は、魚の死骸が丸の状態である
うちは、個別の魚に残存していなければならない。洗浄、えらはら抜き、
冷凍、鰭、鰓板及び尾の除去並びに頭部又は頭部の一部の除去を行っても魚は丸の状態のままである。フィレ又はロイン加工といった過程を経た場合、丸の状態とは見なされない。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識が再使用できないことを確実にする措置を講じるものとする。

SBT 標識の仕様

3. SBT 標識は、次の最低基準を満たさなければならない。
 - a. 容易に読み取れる様式で、事前に記録された固有の標識番号を持つ。
 - b. 標識の番号は、旗国固有の識別子及び漁業年の識別子を含まなければならない。(例：NZ-2008-000001)
 - c. SBT にしっかりと固定することが可能。
 - d. 再使用ができず、不正加工を防ぎかつ偽造又は複製の恐れがない。
 - e. 少なくともマイナス 60°C、海水及び手荒い扱いに耐えられる。
 - f. 食品安全性がある。

標識関連情報に関する一般要件

4. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT を漁獲又は蓄養することを許可した組織に配布した SBT 標識を記録しなければならない。
5. 個別の標識に関連して、メンバー及び協力的非加盟国は、自国の船舶及び経営者並びに関係当局が報告に関する手続き及び様式を持ち、個別の SBT に関する漁獲月、漁獲海区、漁獲方法並びに体重及び体長を含む、必要とされる標識情報が収集されることを確保しなければならない。

6. 本決議のセクション5から9におけるCCSBT CDS決議のすべての要件が、標識装着計画を実施するメンバー及び協力的非加盟国における標識装着に関する文書及び情報に適用される。

拡大委員会への 6 ヶ月報告書の内容

(作成中、その後拡大委員会により合意される)

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

みなまぐろ保存委員会 (CCSBT)は、

違法、無規制、無報告(IUU)漁業活動が、CCSBTによって採択された保存管理措置の有効性を阻害していることから、その根絶の必要性を考慮し、

組織的なまぐろロンダリング活動が行われ、IUU漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されていることに、重大な関心を表し、

それゆえに、大型はえ縄漁船の水揚物の管理を含め、国家の主権を超えた水域における転載行為の監視を確実にするという必要性を意図し、

資源の科学的評価の改善のため、かかる大型まぐろはえ縄漁船の漁獲データを収集することの必要性を考慮し、

CCSBT条約第8条パラグラフ3(b)に従い、次のとおり合意した。

セクション 1. 洋上における転載監視計画

1. 委員会は、ここに冷凍能力を備えるまぐろはえ縄漁船(以下、LSTLVsという)及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船に最初に適用される洋上転載監視のための計画を策定する。委員会は、2010年年次会合において、本決議のレビューと適当であれば修正を行わなければならない。

2. メンバー及び協力的非加盟国は、自国LSTLVsの洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。ただし、メンバー及び協力的非加盟国が自国LSTLVsによる洋上転載を認める場合には、かかる転載はセクション2、3及び4並びに付属書1及び2に定められた手続きに従い実施されなければならない。

セクション 2. 国家の主権を超えた水域における洋上転載を受けとることを認められた船舶の記録

3. 委員会は、LSTLVsから洋上においてSBTを受けとることを認められた運搬船について、CCSBT記録を創設し、維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、洋上転載活動におけるSBTの受けとりを認められていないものとみなされる。

4. メンバー及び協力的非加盟国は、事務局に対し、可能であれば電子媒体にて、洋上転載物を受けとることを認められた運搬船のリストを2009年4月1日までに提出しなければならない。当該リストは以下情報を含まなければならない。

- 1 船籍
- 2 船名、登録番号
- 3 過去の船名(該当する場合)
- 4 過去の船籍(該当する場合)
- 5 他の登録からの削除の詳細 (該当する場合)
- 6 国際信号符字
- 7 船舶の種類、長さ、総トン数(GT)及び積載能力

8 船主及びオペレーターの氏名及び住所

9 転載を許可された期間

5. メンバー及び協力的非加盟国は、最初のCCSBT運搬船記録が作成された後、CCSBT運搬船記録への追加、削除及び/又は修正といった変更が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。

6. 事務局長は、CCSBT運搬船記録を維持し、メンバー及び協力的非加盟国の船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBTウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、記録の広報を行うための措置を講じなければならない。

7. 洋上転載を認められた運搬船は、漁船監視システム(VMS)の搭載と稼働が要求されなければならない。

セクション3. 洋上転載

8. メンバー及び協力的非加盟国の主権の及ぶ水域におけるLSTLVsによる転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。

9. メンバー及び協力的非加盟国は、自国に置籍するLSTLVsが以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

船籍がおかれる国又は漁業主体の許可

10. LSTLVsは、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。

通知義務

漁船

11. パラグラフ10の事前許可を受けるにあたり、LSTLVの船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも24時間前に以下の情報を通知しなければならない。

- a) LSTLVの船名及びCCSBT許可船リストにおける番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けることを認められた運搬船のCCSBT記録における番号並びに転載される製品
- c) 転載される製品のトン数
- d) 転載の日時及び位置
- e) SBT漁獲の地理的位置

12. 当該LSTLVは、旗国である国/漁業主体に対し、転載後15日以内に、CCSBT許可船リストにおける番号とともに、付属書1に定められた様式に従い、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。

運搬船

13. 運搬船船長は、CCSBT事務局及びLSTLVの旗国であるメンバー又は協力的非加盟国に対し、転載終了後24時間以内に、洋上において転載物を受けことが認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を作成し、送付しなければならない。

14. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの48時間前に、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録の番号とともに、CCSBT転載申告書を送付しなければならない。

地域オブザーバー計画

15. メンバー及び協力的非加盟国は、2009年4月1日までに、付属書2のCCSBT地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載するすべての運搬船にCCSBTオブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBTオブザーバーは、本決議の遵守及び特に転載された数量とCCSBT転載申告書に報告された漁獲量が一致することを観察しなければならない。

16. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT地域オブザーバーをともなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。

セクション 4. 一般条項

17. 漁獲証明制度(CDS)に関するCCSBTの保存管理措置の有効性を次により確保する。¹

a) CDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書の確認に際し、LSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、転載が各LSTLVの報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしなければならない。

b) LSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚についてCDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書を確認しなければならない。この確認は、CCSBT地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。

c) メンバー及び協力的非加盟国は、LSTLVsの漁獲したSBTが締約国の領域内に輸入される際には、CCSBT許可船リストにある漁船に対して確認された必要なCCSBT CDS文書及びCCSBT転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

18. メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、年次会合の6週間前に、次を報告しなければならない。

a) 前年のSBT転載数量

b) 前年に転載を行ったCCSBT許可船リストに登録されているLSTLVsのリスト

c) LSTLVsから転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

19. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及び協力的非加盟国に水揚げ又は輸入されるすべてのSBTは、最初の販売がなされるまで、CCSBT転載申告書をともなわなければならない。

¹ CDSが発効するまで、本決議における“CCSBT CDS文書”については“貿易情報スキーム文書”を適用。

20. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする委員会年次会合に対し、報告書を提出しなければならない。

21. これらの条項は2009年4月1日から効力を有しなければならない。

22. CCSBT13(2006)で採択された転載決議は、本決議によって破棄される。

23. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT運搬船記録にある転載船におけるICCAT又はIOTCのオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及びCCSBT事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT転載計画に参加していると見なしうる。CCSBT事務局は、ICCAT及びIOTCに提出されたSBTの情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。

付属書 1 - CCSBT 転載申告書

<p>運搬船</p> <p>船名及びコールサイン:</p> <p>国籍:</p> <p>船籍がおかれる国/漁業主体 許可番号:</p> <p>登録番号(該当する場合):</p> <p>CCSBT登録番号(該当する場合):</p>	<p>漁船</p> <p>船名及びコールサイン:</p> <p>国籍:</p> <p>船籍がおかれる国/漁業主体 許可番号:</p> <p>登録番号(該当する場合):</p> <p>CCSBT登録番号(該当する場合):</p>
---	--

出港 年月時 代理店名: LSTLV船長の氏名: 運搬船船長の氏名:
 帰港 自 署名: 署名:
 転載 至 重量はキログラム又は単位(例箱、カゴ)を使用しこの単位のキログラムで水揚重量を表示する: | | | キログラム 転載場所

魚種	港	洋上	製品のタイプ			
			えらはら抜き	ドレス	ファイル	
			丸			

転載が洋上でなされた場合、CCSBT オブザーバーの氏名及び署名:

付属書 2 - CCSBT 地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及び協力的非加盟国は、洋上において転載物を受けとることを認められているCCSBT運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBTオブザーバーの配乗を要求しなければならない。
2. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍するLSTLVsから洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

オブザーバーの指名

3. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、次の適性を有しなければならない。
 - a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験
 - b) CCSBT保存管理措置に関する十分な知識
 - c) 正確に情報を観察及び記録する能力
 - d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識

オブザーバーの義務

4. オブザーバーは、次を満たさなければならない。
 - a) CCSBTが定めるガイドライン又はパラグラフ3(a)から(c)について訓練を受けたオブザーバーであることを条件に、IOTC又はICCATの設定したガイドラインが求める技術訓練を修了する
 - b) 可能であれば、運搬船の船籍がおかれる国又は漁業主体の国民でないこと
 - c) 5.に定められた業務を実行する能力がある
 - d) 委員会事務局が維持するオブザーバーリストに含まれる
 - e) LSTLVの乗組員ではない又はLSTLV会社の雇用者ではない
5. オブザーバーの任務は、特に次を行わなければならない。
 - a) 転載の前及びその間、運搬船に転載しようとする漁船において、次を行う。
 - i) SBTを漁獲するための漁船としての許可又は許可証の正当性の点検
 - ii) 船上の漁獲物の総量及び運搬船に移される量の点検と観察
 - iii) VMSの動作の確認及び航海日誌の検査

- iv) 船上の漁獲物が他の船舶から移されたものであるのか否かの確認及びそのような移動に関する文書の点検
- v) 漁船が関与する違反の兆候が見られる場合、運搬船船長に対し、かかる違反を直ちに報告する
- vi) 漁船における業務の結果をオブザーバー報告書として報告する

- b) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視する。オブザーバーは、特に次を行わなければならない。
 - i. 行われる転載活動についての記録と報告
 - ii. 転載に従事した時の船舶の位置を確認
 - iii. 転載された製品の観察及び推定
 - iv. 関係LSTLVの船名及びそのCCSBT許可船リスト番号の確認及び記録
 - v. 転載申告書のデータの確認
 - vi. 転載申告書のデータの証明
 - vii. 転載申告書への副署
- c) 運搬船の転載活動の日別報告を发出する
- d) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する。
- e) 観察期間の最終日から20日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する。
- f) 委員会が定めるその他職務の遂行。

6. オブザーバーは、LSTLVs及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない、

7. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する船籍がおかれる国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。

8. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画のパラグラフ9に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

運搬船の船籍がおかれる国又は漁業主体の義務

9. 運搬船とその船長が籍をおく国又は漁業主体のオブザーバーに関する責任は、特に次を含むものでなければならない。

- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない

- b) また、オブザーバーは、パラグラフ5に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない、
- i) 衛星航行機器
 - ii) 使用されている場合、レーダー表示スクリーン
 - iii) 通信のための電子手段
- c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備提供を受けなければならない
- d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない
- e) 船籍がおかれる国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。

10. 事務局長は、転載を受けた運搬船の旗国又は漁業主体及びLSTLVの旗国又は協力的非加盟国に対し、すべての該当する機密保持要件に一致する方法で、すべての未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

転載の間におけるLSTLVの義務

11. オブザーバーは、天候及び海況をふまえ、オブザーバーの安全が十分に確保されうる場合、漁船への訪問が認められなければならない。パラグラフ5に定められる業務を実行するために必要とされる船舶の職員及び場所へのアクセスが許されなければならない。

12. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

オブザーバーかかる費用

13. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望むLSTLVsの旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT事務局の特別口座に支払われ、事務局が計画実施のため口座を管理しなければならない。

14. いかなるオブザーバーも、パラグラフ13に求められた費用の支払いがない船舶に配乗されてはならない。

許可蓄養場の記録の創設に関する決議

みなまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートルを超えるミナミマグロ漁業許可船の記録の設定”に関する決議が 2003 年第 10 回年次会合において採択され、2004 年会合においてすべての船舶に適用されたことに留意し、

みなまぐろ(SBT)の相当量が蓄養のために漁獲されていることにさらに留意し、

CCSBT 条約第 8 条 3(b)に従い、次のとおり合意する。

1. 拡大委員会は、SBT の蓄養を目的とし蓄養を行う許可を受けた蓄養施設(以下、許可蓄養場という)の CCSBT の記録を、設立、維持しなければならない。本決議の目的のため、記録に記載されない SBT 蓄養場は、SBT の蓄養を目的とし蓄養を行う許可を有していないものとみなされる。

2. その管轄の下に SBT 蓄養場が所在するメンバー又は協力的非加盟国は、2008 年 12 月 31 日までに、SBT の蓄養を目的とし蓄養を行う許可を有する SBT 蓄養場のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報が含まれる。

- 許可蓄養場の名称及び登録番号
- 以前の名称(該当する場合)
- 所有者及び操業者の氏名及び住所
- 所在地(緯度及び経度を含む)
- 蓄養能力(トン数)
- SBT 蓄養の許可を有する期間

3. メンバー又は協力的非加盟国は、許可蓄養場に関する CCSBT の記録の設立の後には、許可蓄養場に関する CCSBT の記録への追加、削除及び/又は修正については、かかる変更が生じた際に、事務局長に通知しなければならない。

4. 事務局長は、許可蓄養場に関する CCSBT の記録を維持し、委員会の機密保護方針に合致したかたちで、CCSBT ウェブサイトへの掲載を含め、電子的手段を通じて記録の公開を行うための措置を講じなければならない。

6. その管轄の下に許可蓄養場が所在するメンバー又は協力的非加盟国は、許可蓄養場が関連する CCSBT の措置を遵守することを確保するために必要な措置を講じなければならない。

7. メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に登録されていない蓄養場からの SBT 国産品の水揚げ、輸出、輸入及び/又は再輸出を禁止するための措置を講じなければならない。

8. CCSBT CDS に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。

- i) メンバー及び協力的非加盟国は、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に掲載されている蓄養施設についてのみ、CDS 文書を確認するようにしなければならない。
- ii) SBT を蓄養するメンバー及び協力的非加盟国は、蓄養された SBT が、その管轄内での最初の国内販売地点に販売される際、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に掲載されている蓄養施設としてのみ確認された CDS 文書の添付を求めなければならない。
- iii) メンバー及び協力的非加盟国は、蓄養された SBT が、メンバー又は協力的非加盟国の領土に輸入される際、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に掲載されている蓄養施設として確認された CDS 文書の添付を求めなければならない。

2008年 CCSBT15 において採択された
“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24メートル以上のみなまぐろ漁業許
可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の修正決議

(第15回年次会合—2008年10月14-17日において採択)

2008年 CCSBT15 において採択された
“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の修正決議

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議(以下“原決議文”と言う)”が、2003年の第10回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3(b)に従い、次のとおり合意する。

原決議において 24メートル以上に適用していた漁船の長さ制限を撤廃し、原決議文を次のとおり修正する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
 - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。

2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船(以下“漁船”又は“FVs”という)の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、みなみまぐろを漁獲し、船上に保持し、転載

し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. 拡大委員会のメンバー(以下“メンバー”という)及び協力的非加盟国は、2005年7月1日までに、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報を含まなければならない。

- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称(該当する場合)
- 以前の船籍国(該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細(該当する場合)
- 国際無線信号符字(該当する場合)
- 船舶の形態、船体の長さ、登録総トン数(GRT)
- 所有者及び操業者の氏名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

4. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

5. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

6. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。

- b) 自国の漁船が関連するすべての **CCSBT** の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) **CCSBT** の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が **IUU** 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) **CCSBT** の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、**CCSBT** の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、**CCSBT** の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

7. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 5 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、2005 年の拡大委員会の年次会合に、またその後毎年、検討の結果を報告する。拡大委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、**CCSBT** の記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶による **CCSBT** の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

8. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、**CCSBT** の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。
- b) **CCSBT** の漁獲証明制度に関する **CCSBT** の保存管理措置の効果を次により確保する。
- i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、**CCSBT** の記録に掲載されている漁船についてのみ、**CDS** 文書を確認しなければならない。
 - ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、**CCSBT** の記録に掲載された船舶について確認された **CDS** 文書を伴うことを求めなければならない。
 - iii) メンバー及び協力的非加盟国は、**CDS** 文書の偽造又は誤記載が発生し

ないよう協力しなければならない。

9. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

10. a) パラグラフ 8 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

b) パラグラフ 8 で言及された船舶の旗が判定できない又は非協力的非加盟国である場合、事務局長は、拡大委員会による将来の検討のために、そのような情報をとりまとめる。

11. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

12. 拡大委員会がパラグラフ 8 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

13. 本決議によって、2004 年 10 月 19-22 日の第 11 回年次会合において採択された、“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の従前の修整は廃止される。

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 13 回科学委員会会合報告書

2008 年 9 月 5 - 12 日
ニュージーランド、ロトルア

CDS の標識装着要素における SBT の測定についてのオーストラリアの説明

オーストラリアは、CDS に付随する標識装着報告における体長及び重量の両方を報告するという構想について、問題を抱えている。収穫時に蓄養魚の重量及び体長を獲得することが資源評価にとり何ら意味を持たないという独立専門家の助言を、CCSBT に提出していることに言及したい。遵守の意味においても、魚の個別重量に関する規定以上のものを与えるものではない。

決議のこの側面を遵守することにより、オーストラリアの業界は年間に 10 万ドルの費用を負うことになる。この追加的な費用は、加工ラインの速度が著しく減速するため生じるものである。

しかしながら、委員会が実施する必要があるとする MCS 措置の主要な要素である CDS 決議の重要性を認め、オーストラリアは、SBT 蓄養の収穫を含め、体長及び体重に関するデータが報告様式に含まれることに合意した。

オーストラリアは、CDS システムのレビュー・プロセスの一環として、データ提供の実用性が検討されることに留意する。この問題について委員会に報告を返し、関係する実践上の困難性についてメンバーの理解を得たい。

付託事項
戦略・漁業管理作業部会

2008 年に実施された拡大委員会のパフォーマンス・レビューによる勧告に応じ、拡大委員会は、戦略・漁業管理作業部会(SFMWG)の付託事項について、次のとおり合意した。

構成

1. SFMWG は、拡大委員会メンバーのコミッショナー、事務局及び必要に応じ漁業管理及び漁業科学の専門家から、構成されなければならない。参加者数は、最小に留められる。
2. 第 1 回会合は日本が議長を務める。

機能

3. SFMWG の一般的な目的は、次のとおり。
 - i. SBT 漁業管理における拡大委員会の戦略に関する方向について共通認識を定める戦略計画(SP)案の開発。
 - ii. 最新の国際的漁業管理と調和する SBT 資源及び生態学的関連種の管理目標からなる、みなみまぐろ(SBT)の漁業管理計画(FMP)案の開発。
 - iii. ii に関連し、次を開発する。
 - 国連公海漁業協定及び予防的措置と調和する SBT 再建戦略。
 - 必要に応じて、その他の SBT 資源管理の技術的措置。
4. SFMWG は、拡大委員会の補助機関からの関係する助言を考慮しなければならない。

作業計画

5. SFMWG の第 1 回会合は、上記項目 iii が重点的に取り組まれることになる。
6. SFMWG 第 1 回会合は、日本 東京で 2009 年 4 月 14-17 日に開催され、SFMWG 会合の必要なフォローアップ作業は、CCSBT16 までの休会期間中に完了されるものとする。
7. SFMWG による勧告は、CCSBT16 において拡大委員会により検討される。

みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への
影響を緩和するための勧告

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

一部の海鳥類、とりわけアホウドリ類及びミズナギドリ類が、世界的に絶滅の恐れがあることを憂慮し、

みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀及びサメ類といった他の種に対しても、偶発的に危害を与えうることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第2条における生態学的関連種の定義を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第5条(2)において、締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることをさらに想起し、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意し、

2007年1月26日のまぐろ類 RFMO 神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に留意し、

2007年7月3-6日に東京で開催された第7回生態学的関連種作業部会(ERSWG)において、メンバー及び協力的非加盟国は、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提供するとされた勧告を再確認し、

次のとおり、勧告する。

1. メンバー及び協力的非加盟国は、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、海鳥、海亀及びサメ類を含む生態学的関連種の漁業からの保護を目的として、時々採択される最新の義務的又は推奨されるすべての措置に従う。

- a) インド洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、インド洋まぐろ類委員会に従う。
- b) 中西部太平洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合には、中西部太平洋まぐろ類委員会に従う。

該当するメンバー又は協力的非加盟国が、関係のある委員会のメンバーであるか又は協力的非加盟国であるかを問わない。

- 3. メンバー及び協力的非加盟国は、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。さらに、パラグラフ 2 に定められる取組には、生態学的関連種に関するデータの収集及び報告について、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会が採択した措置に従うという責任が含まれる。データの機密性は、それらの委員会で適用される規則の下で、保護されなければならない。
- 4. メンバー及び協力的非加盟国は、本勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従ってとった行為について、拡大委員会に付属する遵守委員会に対し、毎年報告する。
- 5. CCSBT 事務局は、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会の事務局との間で、生態学的関連種について関連するデータを収集及び交換する権限が与えられる。
- 6. 拡大委員会は、みなみまぐろを対象とする漁業の影響からの生態学的関連種の保護の強化という見地から、本勧告の運用をレビューする。
- 7. 拡大委員会及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施する。拡大委員会は、セクション 2 に定められた措置の採択によってこれらのリスクをいかに軽減されたかについて検討し、リスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討する。

2008-9年CCSBT作業計画

この作業計画表には事務局の通常業務は含まれていない。

資源評価	データベースの取り組み	標識再捕計画	CCSBT漁獲報告	CCSBTパフォーマンスレビュー	監視管理取締り	貿易情報スキーム	許可船リスト
<p>データ交換</p> <p>メンバー科学者による分析</p> <p>MPWS / ESC</p> <p>CCSBTによる検討</p>	<p>進行中のデータベース開発、既存データの最新化及び新規データの入力（メンバーからのデータ、他の提供者からのデータ、TIS及び標識放流事業）並びに必要なデータの抽出及び報告書作成</p>	<p>回収魚の記録の継続</p> <p>ESCは、ビットタグのような代替手段を検討</p>	<p>旗国による月別漁獲量報告並びに漁船/会社ごとの当初割当配分及び最終漁獲量の報告</p>	<p>PRの勧告についでCCSBT15でとられた決定事項の実施</p> <p>資源再生戦略の開発に資するSFMWG第1回会合の開催</p> <p>ESC</p> <p>CCSBTによる検討</p>	<p>すべてのプロセスを合意された施行日までに関発するVMS 2008年10月 CDS 2010年1月 転載 2009年4月</p>	<p>CDSの実施までの間スキームの管理とデータ記録の維持</p>	<p>メンバー及び協力的非加盟国の漁船及び運搬船の承認を内容とする船舶リストの維持</p>
2008 11月							
2008 12月							
2009 1月							
2009 2月							
2009 3月							
2009 4月							
2009 5月							
2009 6月							
2009 7月							
2009 8月							
2009 9月							
2009 10月							